

総務常任委員会会議録			
日 時	令和7年12月16日(火)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時39分
場 所	第2委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	松岩委員長、小池副委員長、白川・松井・佐々木各委員		
説明員	総務・総合政策・財政・教育各部長、消防長、 選挙管理委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、白川委員、佐々木委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「小樽市職員カスタマーハラスメント対策基本方針の策定について」

○（総務）栗山主幹

小樽市職員カスタマーハラスメント対策基本方針の策定について御報告させていただきます。

本件につきましては、パブリックコメント手続の実施前にも御報告させていただきましたが、まず、「1 策定の背景」ですが、カスタマーハラスメントが社会問題となっており、自治体や企業において、カスタマーハラスメント対策基本方針を策定して公表するところが増え、道内人口上位10市の中では、札幌市など5市が策定して公表しております。また、北海道カスタマーハラスメント防止条例が本年4月から施行され、事業者の責務として、カスタマーハラスメント防止に係る取組を主体的に行うことが定められたほか、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部改正法が本年6月に公布され、公布の日から1年6月以内の政令で定める日から、国によるカスタマーハラスメント対策に関する指針の策定や事業主への雇用管理上必要な措置の実施の義務付けなどが施行されます。

これらの状況を踏まえ、本市においても、市民への啓発や職員の安心感の醸成などに寄与することを目的として、小樽市職員カスタマーハラスメント対策基本方針を策定するものでございます。

次に、「2 これまでの策定経過」ですが、7月に庁内組織であるコンプライアンス推進会議で審議を行い、8月に外部有識者で構成する附属機関であるコンプライアンス委員会で審議を行い、9月に総務常任委員会でパブリックコメント手続の実施について御報告させていただき、10月にパブリックコメント手続を実施いたしました。

次に、「3 パブリックコメント手続の実施結果」ですが、意見等の提出者はお二人、意見等の件数は7件、意見等により案を修正した件数はゼロ件でした。

次に、「4 施行・公表等の予定」ですが、1月から施行することとし、施行に際しては、市ホームページへの掲載等により周知を行うとともに、国のカスタマーハラスメント防止ポスターを庁内に掲示していきたいと考えております。

次に、「5 基本方針」ですが、2ページ目の別紙が基本方針となっております。

まず、「1 基本的な考え方」を示していきまして、前提として、市民等からの御意見や御要望に対しては、引き続き丁寧かつ真摯に対応していくことを示した上で、一方で、カスタマーハラスメントは、職員の就業環境を害するだけでなく、通常業務への支障や他の利用者へのサービス低下を招くため、これに対しては、組織として毅然とした対応をしていくことを示しています。

次に、「2 カスタマーハラスメントの定義及び該当する行為の例」を示していきまして、カスタマーハラスメントの定義を行政サービスの利用者等の言動・要求のうち、業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えるものであり、職員の就業環境を害するものとしています。これは、改正後の労働施策総合推進法の定義に倣ったものとなっております。

該当行為の例としては、要求内容が妥当性を欠くものと要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なもの二つに分類した上で、具体例を示しています。この分類と具体例につきましては、厚生労働省のカスタマーハラスメント対策企業マニュアルや北海道のカスタマーハラスメント防止条例に係る指針などに倣ったものとなっております。

最後に、「3 カスタマーハラスメントへの対応」として、組織全体で対応することとし、毅然とした態度で臨み、状況に応じて、警告、対応の中止、退去命令、警察への通報、弁護士への相談による法的な対応などを実施することを示しています。

○委員長

「小樽市本庁舎長寿命化計画改定の延期について」

○（総務）松尾主幹

小樽市本庁舎長寿命化計画改定の延期について御報告いたします。

「1 報告の内容」といたしましては、公共施設の再編に係る事業費をはじめ、様々な財政需要が増大する中、本庁舎につきましても、建設費の高騰など社会情勢の変化による影響を踏まえ、新庁舎の規模・機能のほか、概算事業費、財源、スケジュールなどについて検討を進めておりましたが、小樽市本庁舎長寿命化計画の改定時期を令和7年度末から令和8年度末に1年間延期するものであります。

「2 延期の理由」といたしましては、まず、(1) 新庁舎の規模・機能等の検討として、行政機能の分散化、自治体フロントヤード改革の推進による効果的な行政サービスの提供など、新庁舎の規模・機能のほか、概算事業費、財源、スケジュールの検討に時間を要すること。

次に、(2) 本庁舎本館の利活用を検討として、市歴史的建造物である本庁舎本館は、小樽市公共施設再編計画及び小樽市本庁舎長寿命化計画の中で、「必要な改修を行い、議会機能を集約する」としておりますが、耐震改修による利活用が可能か技術的な検討や調査に時間を要すること。

次に、(3) 新庁舎の複合化を検討として、将来の財政負担軽減や行政の効率化などの観点から、国などの地方財政措置が活用可能な老朽化した公共施設との複合化の検討に時間を要することの3点が延期の理由となっております。

「3 今後の対応」といたしましては、建設費の高騰など社会情勢の変化を注視し、将来の財政負担を考慮した規模・機能の検討を進める。デジタル技術の進展により、行政サービスの提供方法も大きく変化していることから自治体フロントヤード改革の推進を検討する。本庁舎本館の利活用が可能か技術的な検討や調査を進める。令和8年12月をめどに小樽市本庁舎長寿命化計画の改定案を提示することとしております。

○委員長

「空間放射線量率の独自測定の終了について」

○（総務）災害対策室北出主幹

空間放射線量率の独自測定の終了について御報告いたします。

平成23年3月11日の福島第一原子力発電所事故を受け、平成23年7月から市内で定期的に独自で放射線量を測定し、市のホームページで公表を行ってまいりましたが、このたび、塩谷サービスセンターと銭函サービスセンターの2か所の敷地で月1回測定を行ってきた業務のほか、市内各小学校及び中学校のグラウンドで夏季休業と冬季休業測定を行ってきた業務につきまして、測定開始からこれまで測定値が安定して基準値を下回る状況で推移していることや、北海道が市役所構内で設置しているモニタリングポストにより、放射線量を常時監視できていること、また、後志管内で独自測定を実施している町村がなかったことから、令和7年度末をもって独自測定を終了することといたします。

○委員長

「学校跡利用方針の決定について」

○（総合政策）企画政策室赤井主幹

学校跡利用方針の決定について、資料に基づき御説明いたします。

初めに、「1 旧末広中学校」につきましては、令和6年第4回定例会で報告しました方針案に基づき、本年10月

から11月にかけて地元町内会へ説明を行った結果、反対の意見はなかったことから、資料のとおり跡利用方針を決定いたしました。

方針の内容は、校舎及び体育館を除却した上で、手宮公園の駐車場等として公共活用するものです。校舎側跡地は陸上競技場の駐車場として整備、グラウンドは手宮公園の駐車場として整備、コートは雪押し場として利用いたします。

校舎、体育館の除却及び駐車場への整備時期は未定となっております。

「2 旧北山中学校」につきましては、旧末広中学校と同様に、方針案を定め、地元町内会へ説明を行った結果、反対の意見はなかったことから、跡利用方針を決定いたしました。

方針の内容は、校舎を除却し、跡地を売却するものです。なお、学校敷地内の通路部分は近隣住民の方が引き続き通行できるように売却範囲から外し、市所管の道路用地として確保いたします。

校舎の除却、売却時期は未定となっております。

○委員長

「令和7年度行政評価について」

「次期「小樽市過疎地域持続的発展市町村計画」の策定経過について」

○（総合政策）企画政策室島谷主幹

令和7年度行政評価について御報告いたします。

今年度の行政評価につきましては、これまでの課題を踏まえ、簡易な事業評価及び施策評価を試行的に実施して、令和7年第4回定例会において結果を報告予定である旨、令和7年第3回定例会で御報告していたところです。

その後、10月から評価作業を行っているところですが、来年度の本格実施を見据えた検証に時間を要することから、令和8年第1回定例会で改めて御報告させていただきます。

次に、次期小樽市過疎地域持続的発展市町村計画の策定経過について御報告いたします。

小樽市過疎地域持続的発展市町村計画は、令和7年度までの計画期間であるため、次期計画の策定作業を進めております。

次期計画の原案は、令和7年第3回定例会で御報告しておりますが、10月にパブリックコメントを実施し、2名の方から16件の御意見をいただきましたので、市の考え方を別添資料1のとおりとし、意見を踏まえた文言修正などを行い、北海道との協議を経て計画（案）を策定し、令和8年第1回定例会に議案を提出する予定です。

パブリックコメント意見による修正は別添資料2、修正後の北海道協議案は別添資料3のとおりです。

○委員長

「旧第3倉庫の利活用に向けたサウンディング型市場調査の実施について」

○（総合政策）官民連携室木間主幹

旧第3倉庫の利活用に向けたサウンディング型市場調査の実施について御報告いたします。

「1 概要」と「2 調査の目的」ですが、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の利活用を検討するため、民間事業者のアイデア・ノウハウを生かした実現性の高い利活用案や事業参入の可能性などを把握し、利活用を検討するためサウンディング型市場調査を実施します。

調査の内容につきましては、テーマ型とフリー型の2種類の方法です。テーマ型につきましては、本市と連携協定を締結し、旧第3倉庫の保全・活用に取り組む特定非営利活動法人OTARU CREATIVE PLUS、通称OC+が令和7年5月に策定しました旧第3倉庫利活用計画で示された利活用案を踏まえた事業提案の募集。

フリー型につきましては、テーマ型に縛られない民間事業者の自由な発想やノウハウを生かした事業提案の募集、この2種類の方法での事業提案を募集します。

調査の項目につきましては、事業参入の意向について、活用の具体策及び活用に向けた課題等について、実現に

向けた資金計画について、主にこの三つの項目について調査します。

スケジュールにつきましては、12月22日月曜日から令和8年2月13日金曜日まで募集・受付をします。随時、参加者の希望に応じまして、現地見学説明を実施する予定です。

その後、手挙げされた参加者との対話の実施を2月16日月曜日から2月27日金曜日を予定しております。

また、参加者の募集方法につきましては、市のホームページ、SNS、広報おたる1月号、プレスリリース、それから民間事業者とのつながりも深いOC+の広告媒体を活用して募集したいと思っております。

○委員長

「令和7補助年度小樽市内バス路線の収支（速報値）について」

「小樽市地域公共交通網形成計画の一部改定に係るスケジュールの変更について」

○（総合政策）官民連携室柳谷主幹

それでは、令和7補助年度小樽市内バス路線の収支について、北海道中央バス株式会社から速報値の提供を受けましたので報告いたします。

まず、表の下、括弧書きに記載したとおり、国庫補助などでバス事業の収支を計算する際は、10月から9月までを1年度とする、いわゆる補助年度を採用しており、今回速報値として報告する趣旨につきましては、令和6年10月から令和7年9月の期間の令和7補助年度の収支となっております。

表は、小樽市内バス路線の収支であり、参考として、前年度である令和6補助年度との増減の状況を記載しております。

令和7補助年度について説明いたしますと、収入としまして、運賃の収入である運送収入と広告収入などの運送雑収の合計が13億954万7,000円となり、前年度比で688万9,000円の増加となりました。

次に、支出です。営業費用としましては、実際にバスを動かすために必要な人件費や燃料油脂費、車両関係経費などの運送費と中央バス全車の管理費のうち、小樽地区に係る部分である一般管理費の合計については合計13億4,719万1,000円となり、前年度比で1,508万3,000円の減少となりました。

営業収支としては、3,764万4,000円の赤字となりましたが、前年度比で2,197万2,000円改善しております。

営業外収益は、各種支援金や預金利息などですが、398万円と前年度比で706万2,000円の減となっております。

その結果、最終的な経常収支は前年度比1,491万円増の3,366万4,000円の赤字となっております。

なお、小樽市では、市民生活に必要なバス路線の維持及び確保を図るため、市内バス路線の収支不足に対して補助金を交付しておりますが、補助額の決定に当たっては、このたび報告した収支不足額3,366万4,000円から国庫補助を差し引いた額に対して検討することになります。

補助金の予算としては、令和7年度当初予算では7,500万円を計上しておりますが、今後、収支内容を精査した上で、対応を検討してまいりたいと考えております。

また、収支不足額については、現在精査中であり、北海道中央バス株式会社と協議中でありますので、金額は変わる可能性があることを申し添えます。

続きまして、小樽市地域公共交通網形成計画の一部改定に係るスケジュールの変更について報告いたします。

今定例会にてお示しする予定で準備を進めておりました一部改定案につきましては、現在、記載内容の精査に時間を要していることから、令和8年第1回定例会までに作業を終え、一部改定案をお示しさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

「小樽市中長期財政収支計画 収支改善に向けた取組の評価（令和6年度）について」

「小樽市中長期財政収支計画 収支見込みの時点修正について」

○（財政）西本主幹

小樽市中長期財政収支計画に関連して、令和6年度における収支改善に向けた取組の評価と収支見込みの時点修正の2点について御報告いたします。

まず、収支改善に向けた取組の評価の資料を御覧ください。

「1 小樽市中長期財政収支計画の推進」になりますが、令和5年12月に策定しました小樽市中長期財政収支計画では、計画期間において収支不足総額を圧縮し、将来にわたる財政の健全性につなげていくことを目的として収支改善に向けた取組を掲げ、その推進により効果額を生み出すこととしております。

目標設定した取組につきましては、年度ごとに進捗等の評価を行うこととしており、このたび、令和6年度における取組の評価を行いました。

具体的には、「2 令和6年度における取組の評価」を御覧ください。

表で、取組項目ごとの効果額について計画値と実績値を掲載しております。計画では、令和6年度に全体で7億6,100万円の効果額を生み出すこととしていたところ、結果としては7億4,100万円の効果額となり、計画と比べ2,000万円下回りました。

次に、各取組項目について御説明いたします。

まず、(1) 重点的に推進することで早期に効果を生む取組として掲げた2項目のうち、①ふるさと納税の推進強化につきましては、魅力ある返礼品の掘り起こしを行いました。寄附額が伸び悩み、経費を除いた効果額は2,500万円のマイナスとなり、計画を1億7,500万円下回りました。

また、②後年度の公債費負担抑制策（当年度の普通建設事業（一般財源）の抑制を含む）につきましては、普通建設事業費を3億6,400万円抑制したことにより、一般財源負担額は1割相当分の3,640万円の効果額となり、計画を3,400万円下回りました。

なお、抑制額相当分につきましては、次年度以降の公債費負担抑制の効果額となります。

次に、(2) 行政課題に対応した新たな自主財源等を確保する取組として掲げた3項目のうち、①企業版ふるさと納税の推進につきましては、寄附希望事業者の情報取得、意向把握に努め、結果は9,610万円の効果額となり、計画を4,610万円上回ったほか、②宿泊税の導入につきましては、地域説明会の開催や宿泊税条例の公布などを行い、成果指標どおり、令和8年4月からの導入に向けて準備を進めております。

一方、③広告料等の増収につきましては、広告料が減少し、またはゼロであったものもあり、また、ネーミングライツについても小樽港観光船ターミナルにおいて応募がなく、導入に至らなかった結果、90万円のマイナスとなり、計画を190万円下回りました。

次に、(3) 継続的な収支改善等の取組として掲げた3項目のうち、①継続的な収支改善の取組につきましては、企業誘致のほか、旧運河プラザの民間企業への貸付け、小樽市堺町観光バス駐車場の管理代行業務精算金収入などにより1億5,700万円の効果額となり、計画を6,700万円上回ったほか、②適正化の取組につきましては、使用料・手数料の全般的な見直しを行ったほか、(仮称)第3号ふ頭基部緑地において、みなと緑地PPP制度導入の検討を行いました。そして、③後年度に備える取組につきましては、市庁舎建設分の備えとして2億円、公債費負担分の備えとして2億7,800万円をそれぞれ積み立てたため、計画を7,800万円上回りました。

3ページ以降に、各項目における取組実績の詳細をまとめておりますので、後ほど御確認ください。

最後に、「3 今後の収支改善に向けて」になりますが、今後も厳しい財政状況が予想されることから、目標以上の効果があった取組はより一層効果額を伸ばし、目標値に至らなかった取組は改善策を検討しながら、引き続き収支改善に向けた取組を進めてまいります。

続きまして、収支見込みの時点修正の資料を御覧ください。

「1 収支見込みの時点修正」になりますが、計画策定以降、直近の歳入動向や財政需要を反映させ、このたび

令和8年度から10年間の収支見込みを再推計いたしました。

「2 推計の考え方」になりますが、令和7年度当初予算をベースにしまして、歳入については、特に市税においては令和7年度の傾向や今後の企業立地に伴う固定資産税の増などを勘案したほか、歳出については、人件費は令和7年度人事院勧告に伴う給与、手当等の引上げの影響を勘案し、扶助費は過年度の伸び率を勘案しながら、現行制度が継続するものとして再推計を行っております。

また、補助費等、普通建設事業費、物件費、維持補修費については、各部からの今後の財政需要見込みを勘案して再推計しておりますが、小樽市新総合体育館につきましては、実施時期、規模等について再検討中のため、今回の収支見込みからは一旦除いております。

ただいま御説明しました考え方を基に再設計を行った収支見込みの詳細につきましては、資料の2ページ目に掲載しておりますので、後ほど御確認ください。

最後に、「3 今後の収支改善に向けて」になりますが、このたびの時点修正を行った結果、計画策定時と比べ、計画期間の前半は収支が悪化し、財政調整基金は、年度によって20億円の残高確保が難しい状況となっております。

また、今後においても、物価高騰の影響が続くことによりさらなる事業費の増が懸念されることや、普通建設事業においては、小樽市新総合体育館の整備事業費を除外している中であっても、今後の財政需要見込みにより事業費が大きく積み上がっていることから、引き続き規模等の精査や事業手法の検討などをしていかなければなりません。

そのため、さらなる事業の厳選や既存業務の見直しはもとより、小樽市中長期財政収支計画に掲げる収支改善に向けた取組をさらに進めることにより、将来にわたる財政の健全性を確保してまいりたいと考えております。

○委員長

「小樽市公共施設長寿命化計画の見直しについて」

○（財政）藤本主幹

小樽市公共施設長寿命化計画の見直しについて御報告いたします。

まず、「1 小樽市公共施設長寿命化計画の見直し」につきましては、令和3年2月に策定した小樽市公共施設長寿命化計画の推進に当たっては、計画期間である38年間で4期に区分し、各期単位で計画の見直しを行うほか、期間内であっても、社会情勢や財政状況等の変化に応じた見直しを概ね5年サイクルで実施することとしております。

令和7年度に計画策定後5年を経過することから、このたび、第1期計画前半（令和3～7年度）の施設整備の進捗や各施設の状況を踏まえ、第1期計画の後半（令和8年度～）以降の整備方針や時期を見直したものであります。

次に、「2 見直し箇所」につきましては、今回の見直しは見直し箇所を計画本文に溶け込ませるのではなく、新旧対照表のような形でお示しすることとし、具体的には第1章の対象施設、第2章の直近10年間の財政状況、第4章から第5章までの施設一覧、対象施設の評価、ロードマップ、概算事業費につきまして資料1から資料6のとおり整理しております。

なお、2ページ目には、今回の見直しにより、第1期計画後半において整備方針や時期が変更となる主な施設を挙げておりますので、後ほど御確認ください。

最後に、「3 今後のスケジュール（予定）」についてですが、本日の報告や実施するパブリックコメントの御意見等を踏まえ、令和8年第1回定例会総務常任委員会に改めて御報告する予定です。

○委員長

「新総合体育館整備事業の再入札に係る検討状況について」

○（教育）木村主幹

新総合体育館整備事業の再入札に係る検討状況について御報告いたします。

初めに、「1. 検討の経過」についてですが、小樽市新総合体育館再入札検討委員会を令和7年第3回定例会以降、10月、11月それぞれ1回ずつ計2回開催し、八つの項目について検討を進めてきました。

主な内容としては、施設規模縮小の検討による事業費の圧縮や、入札参加要件及び審査基準の検討による競争性の確保、PFI手法導入の検討による事業費の平準化などについて検討を行いました。

詳細につきましては説明を省略させていただきますが、資料2ページから4ページに記載しておりますので、後ほど御確認ください。

これらの検討は、いずれも最終的な方向性を決定するまでには至っておらず、引き続き当委員会で検討を進めてまいります。現時点における方向性につきましては、1ページ目中段の検討の結果のところになりますが、施設規模縮小による事業費の圧縮や財源の確保による負担減などについては、引き続き検討が必要となりますが、これらの検討には一定の時間を要するものであり、さらに、現在、道内では大型建設事業が集中し、建設費の高騰が続いている状況であることなどを踏まえると、現時点で再入札に向けて直ちに進めることは困難であると考え、本事業の実施時期を一定程度先送りすることといたしました。

なお、今後の具体的なスケジュールにつきましては、道内大型建設事業の動向や再入札に向けた検討状況を踏まえ、改めてお示ししたいと考えております。

次に、「2. 今後の対応」についてですが、道内大型建設事業の動向を注視しつつ、引き続き、再入札に向けた課題について継続して検討するとともに、延期期間中は、現施設の利便性確保のため、トイレ等の計画的な修繕を実施してまいりたいと考えております。

○委員長

「給食食材（青果物）の放射性物質測定検査の終了について」

○（教育）学校給食センター副所長

給食食材（青果物）の放射性物質測定検査の本年度での終了について御報告いたします。

本検査は平成23年に発生した福島第一原子力発電所の事故後より、給食食材の安全性への関心が高まったことから、平成24年6月から放射性物質を自主的に検査し、結果をホームページで周知してきたものです。

検査内容とこれまでの検査結果についてですが、検査対象とされている東北、関東の17都県で生産された青果物について、セシウム134及びセシウム137を計測するもので、これまで13年間に実施した全ての検査において、検出可能な最小値である検出限界を超えたことはなく、検査結果としては不検出でした。

また、食品中の放射性物質測定検査については、原子力災害対策本部で定めたガイドラインに基づき、農産物等の出荷元である地方自治体等において、基準値を超える食品が市場に流通しないよう管理体制が整っており、詳細としては、資料の左下のような仕組みとなっております。

これらのことから、本市としましては今後も検査を続ける必要性は低いと考え、令和7年度をもって本検査を終了することとするものです。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第6号について」

○選挙管理委員会事務局次長

議案第6号小樽市議会議員及び小樽市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本年6月4日公布の公職選挙法施行令の一部改正により、公費負担額が改定されたことに伴い、これに準じて定めております小樽市議会議員及び小樽市長の選挙における公費負担限度額の改定を行うものです。

改正内容につきましては、選挙運動用ポスター作成の1枚当たりの限度額の算定基礎額であります印刷費単価を

541円31銭から586円88銭に、また、選挙運動用ビラ作成の1枚当たりの単価を7円73銭から8円38銭に改定するものです。

この改正の施行期日は、公布の日からとしております。

○委員長

「議案第15号について」

○（消防）警防課長

議案第15号小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した林野火災の被害が甚大であったことから、林野火災の予防の実効性を高めるため、火災予防条例の一部が改正されたことを受け、小樽市火災予防条例においても林野火災の予防に関する規定を追加するとともに、火災警報発令中における火の使用制限に係る規定を見直すほか、所要の改正を行うものです。

施行期日につきましては、令和8年1月1日とするものです。

○委員長

「議案第24号について」

「議案第25号について」

○（消防）澤本主幹

議案第24号及び議案第25号事務の委託に関する規約を定める協議について御説明いたします。

初めに、議案第24号であります。

これは、岩内・寿都地方消防組合と本市が消防指令センターを共同運用することに伴い、当消防組合の消防指令業務を本市が受託するため、地方自治法の規定に基づき、協議により規約を定めることについて同法の規定により議会の議決を求めるものであります。

消防指令業務は、緊急通報の受付、災害出動の指令等の指令管制業務のほか、共同運用する消防指令システムの整備及び維持管理に関する業務であります。

規約施行期日は、本市が緊急通報の受付を開始する令和8年2月24日からとするものです。

次に、議案第25号であります。

これは、北後志消防組合と本市が消防指令センターを共同運用することに伴い、同消防組合の消防指令業務を本市が受託するため、地方自治法の規定に基づき、協議により規約を定めることについて同法の規定により議会の議決を求めるものであります。

規約施行期日は、本市が緊急通報の受付を開始する令和8年2月24日からとするものです。

○委員長

「議案第33号について」

○松井委員

提出者を代表しまして、議案第33号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

被爆者たちの運動を原動力にして世界が動き、歴史的な核兵器禁止条約が採択され、現在署名した国と地域は95に及びます。

本来であれば、唯一の戦争被爆国である日本がそこに参加し、核のない世界の実現を目指す、その先頭に立つ責務があるのではないのでしょうか。しかし、日本の政府は核の傘に依存し、非核三原則の見直し発言まで議論されようとしています。非核三原則を確実に守り、核兵器廃絶の世論を高めるためにも、地方自治体と市民から核兵器をなくす運動を起こしていくことが必要です。

小樽市は1982年に核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。小樽港の軍事利用、核兵器の持込みを許さず、核兵器

廃絶平和都市宣言を一層発展させるためにも、本条例案の制定が求められます。

以上、皆さんの賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○委員長

説明員の退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員退室)

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、みらい、公明党、立憲・市民連合、共産党の順といたします。

この際、委員として質問いたしますので、暫時、副委員長と交代いたします。

○副委員長

それでは、暫時、委員長の職務を行います。

自民党。

○松岩委員

◎スポーツ教室について

昨日の予算特別委員会でも補正予算案を可決しましたが、本市では学校温水プールの有効活用を図るために、高島小学校の温水プールを通年開放しているのですけれども、そちらを使用せずに民間施設を利用する理由は何かという内容で代表質問をいたしました。

その関連で、スポーツ教室について広く質問したいと思います。

まず、令和8年度の債務負担行為としては986万2,000円が昨日の予算特別委員会で可決となりましたけれども、当年度の水泳教室について、教室の種類、利用人数、年代、人件費や施設利用料、その他の予算の内訳等をお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）生涯スポーツ課長

令和7年度につきましては、まず、教室の種類につきましては、小学生水泳教室の小学1・2年生コースと小学3年生以上コース、小学校1・2年生を対象とした小学生水泳教室（短期）、初心者水泳教室、中・上級者水泳教室、水中体操教室の6コースが設けられております。

利用人数につきましては、まず、教室の利用見込みの延べ人数でいきますと8,342人。

年代は、小学生と18歳以上の一般になりますが、一般の中には、高齢者、障害者等も含まれております。

講師料としての人件費分が令和7年度でいきますと787万9,200円、施設利用料は161万8,510円、合わせて949万7,710円という金額になります。

○松岩委員

講師の人数もお聞かせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

講師につきましては、水泳教室につきましては、基本は3人で行っておりまして、水中体操教室のみ1名の講師で行っております。

○松岩委員

講師の延べ数をお聞かせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

講師の延べ人数につきましては938名になります。

○松岩委員

利用の延べ人数の8,342名は重複があると思うので、重複のない形が分かれば聞かせてほしいのと、小学生が何人、18歳以上が何人か、延べ人数でもいいので、分かればお聞かせいただけますか。

○（教育）生涯スポーツ課長

水泳教室の人数につきまして、令和7年度で行われている人数でいきますと、小学1・2年生コースでは52名、小学3年生以上コースでは44名、小学生水泳教室（短期）では21名、初心者水泳教室では103名、中・上級者水泳教室では51名、水中体操教室は204名となっております。

ただし、この部分につきましては、例えば小学1・2年生コースにつきましては、前期と後期に分かれて行っているのですが、そこで重なっている人数については把握できていないものですから、全体の重複については分かっておりません。

○松岩委員

あと、8,342人は合計の延べ数だと思うのですが、今みたいにコース別で分かればお聞かせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

小学生は3,276人、高齢者は3,293人、障害者は312人、一般1,459人の延べ人数となっております。

○松岩委員

小学生の利用見込延べ人数が大体3,200人と答弁があったと思います。

ただ、実数で言うと、例えば小学1・2年コースの52人、小学3年生以上コースの44人、小学生水泳教室（短期）の21人というので、ざっくり計算しても110人くらいかと思います。

この約110人で利用見込み延べ数が大体3,000名とは、どういう数字の意味なのか、お聞かせいただけますか。

○（教育）生涯スポーツ課長

最初に述べました利用見込みの延べ人数につきましては、当初予算の中で計算した人数になります。

令和7年度はまだ3月31日まで終わっていませんので、実際にこの人数でいきますと、随時で増えてくる人数もありますし、定員に達していないところがあれば、そこは人数的に増える余地があるものであります。

実際に、ここで計算している部分については、最初の予算の段階で見込みで計算している人数になります。

○松岩委員

今年度の水泳教室の予算の議論を充実させるために引用するという意味で質問しますが、例えば今回の補正予算では986万2,000円が出ています。これは、今の話でいくと、年度末まで幾ら利用者がいたとしても、多分小学生の数が倍になったとして300人程度かと思うのです。では、実人数で300人が利用されるとして、延べ人数の見込みが3,000人を超えるとなると、その数字がよく分からないのです。

利用見込みの延べ人数は、あくまで予算措置に対して最大でここまで受け入れるけれども、実際は10分の1ぐらいしか利用がないのか、この数字だけ見ると、その辺りの桁がいまいち合わない気がしてならないので説明いただけますか。

○（教育）生涯スポーツ課長

それぞれのコースでいきますと、コースの中で回数があります。例えば、小学1・2年生コースでいきますと35回のコースを年に2セットやる形になりますし、水中体操教室でいきますと年に180回のコースという形になりまして、それぞれのコースを今回の見込人数、定員で掛けた数字で計算しているものになります。

○松岩委員

今の説明でいくと、例えば小学1・2年生コースは実人数が52人という答弁があって、35回あって、掛ける2となると延べ数が3,640人になるので、このコースだけで3,000人を超えてくるのですけれども、そうすると数字が合わないと思うのですが、もう少しお聞かせいただけますか。

○（教育）生涯スポーツ課長

今回お答えしました52名は、4月から9月の人数と10月から3月の人数を加えた人数でありまして、それを合計して52人という形になります。

この計算でいきますと、例えば小学1・2年生コースの最初の人数でいくと35回と36名という数字を掛けた人数と、後期でいくと、その残りの人数を掛けた数字、35回と16名という数字を掛けて、それを足し合わせた数字が今後の予想見込みの人数になっていくかと思えます。

○松岩委員

そうしたら、令和7年度については、実人数と見込みでいうと、予算の不用額は基本的にあまり起きないような形でほぼ定員に達するように利用されているという状況なのですか。

○（教育）生涯スポーツ課長

そのような基で計算を行っております。

○松岩委員

本質として私が何を言いたいかというと、水泳教室をやられるのはすごくいいことだと思うのですが、小樽市では高島小学校の温水プールという公共施設を抱えているにもかかわらず、なぜ民間施設を使っているのかというところです。民間施設を使うことで、今年度で言うとも161万8,510円かかっています。

これはかかっていることが悪いのではなくて、これだけかかっているのであれば、例えば、ほかにも文化団体やスポーツ団体、いろいろなものがあるのだから、今回スポーツ教室に入れていますけれども、そういういろいろな活動に対しての体制はどうなっているのかを聞きたくて質問しているわけです。

一言で言うと、水泳に偏っているのではないかという意見が寄せられているわけなのですけれども、他のスポーツ関係の予算、こういった類似の予算はどういうものがあるのか、お聞かせいただけますか。

○（教育）生涯スポーツ課長

スポーツ教室につきましては、市の主催も含めまして、総合体育館に委託しております。総合体育館の指定管理業務委託料の中で含まれております。

令和7年度の指定管理委託料の6,300万円という中で、市の主催事業、あと総合体育館の自主事業でかかるスポーツ教室の予算としては約300万円を見込んでいることになっております。

○松岩委員

今回は予算に出ている水泳教室も含めて、令和7年度のものとは全て民間施設で行っているということで間違いなにか、お願いします。

○（教育）生涯スポーツ課長

水泳教室の事業につきましては、全て民間委託となっております。

○松岩委員

民間委託というのは、民間のスポーツ施設でやられているという理解なのですが、今回、本答弁の中で、学校の水泳授業や休日の振替休館の影響を高島小学校温水プールで受ける可能性があるから、水泳教室の開催日程を固定することができるということで民間施設を使っているのだということでした。

距離が遠いなどということは除いて、具体的に高島小学校温水プールでできるか、できないかという影響はどういうものなのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

令和6年度でお答えさせていただきます。水泳教室の時間帯と学校の水泳授業が重なり影響している日数が34日、休日の振替休館日に影響を受けているのが51日の合計85日分の影響を受けていると考えております。

○松岩委員

ここで、普通に考えて疑問に思うのが、例えば18歳以上を対象としている初心者水泳教室とかであれば、平日の日に開催するのもどうなのかと個人的には思うところはあるのですが、学校の授業がある時間に行われている場合が多いと思うので、子供たちが学校で授業に使っているから使えないのも理解できるのです。

しかし、子供たちは基本的に学校があるわけだから、学校の授業の影響を受けないのではないかと考えてしまうのですけれども、この点はどうですか。

○（教育）生涯スポーツ課長

子供につきましては、確かに学校が終わった時間帯と、あと土曜日といった休みの日に行われているという実態がございます。

ほかに、初心者水泳教室は午前中、中・上級者水泳教室も午前中、水中体操教室は午後と午前中に行われている教室になります。

○松岩委員

今、私が聞いたのは、本答弁の中で教育長から、民間施設であれば学校の水泳授業や休日の振替休館の影響を受けないという答弁があるのです。急に振替休館になることはないと思うので、振替休館は曜日が決まっているし、学校の水泳授業も子供にはあまり関係ないと思うのです。

となると、理由として弱いのではないかとと思うのだけれども、見解、答弁をお願いします。

○（教育）生涯スポーツ課長

子供につきましては、時間帯的にいきますと、確かに影響は少ないのかとは思いますが、実際に大人の方ですと、午前中の水泳教室の希望が多い現状でございます。

○松岩委員

やはり私としては、水泳教室の全部を民間施設でやるというのは、施設の利用料分の収入を損しているようなことになってしまうのです。これが高島小学校温水プールでできれば減免か市の収入になるわけですから、もう少しうまいやり方があったのではないかなというのが1点です。

いつも高島小学校温水プールが中心市街地から遠いと言われるたびに、高島の市議会議員としては聞き捨てならないという思いが常々ありまして、バスで調べても、JR小樽駅から民間施設は10分、高島小学校温水プールは20分なので、そんなに遠いかという思いもあるし、高島小学校でやってくれば、高島小学校の近辺、オタモイ、幸や赤岩方面の方からすると逆に近いというのもあります。

趣旨としては、ここがどうこうというよりは、今回出てきている水泳を何でやっているのかという理由については、生涯スポーツの観点が挙げられています。市民が水泳を通じて、年齢、性別、障害の有無にかかわらずがをしにくい全身運動を行うことで、市民の健康増進と生涯スポーツの普及を図ることが目的だということであれば、決して水泳だけをする必要はなくて、いろいろな競技があるのではないかと考えています。

生涯スポーツはいろいろとほかにもあるわけで、水泳以外にも同じ目的を達成するためにやられたらどうかと思うのですけれども、見解はどうですか。

○（教育）生涯スポーツ課長

水泳教室は確かに生涯スポーツに関係するスポーツでございますが、体育館でやっているスポーツ教室につきましても、例えばヨガ教室といった若い人から年齢の高い人まで、しかも気軽に体験できるようなスポーツ教室を設けたり、冬場は、からまつ公園で歩くスキー教室という形でスポーツ教室を開催しております。

○松岩委員

実際に何が行われているかを聞いたのではなくて、教育長が答弁していたとおり、市民の健康増進と生涯スポーツの普及を図ることを目的として水泳教室をやっているけれども、ほかの競技やほかの生涯スポーツにおいては、

今、そういうものを行っているのは分かったのです。では、市としては、もう既に水泳教室以外にも十分にやっているという認識なのか、まだこれを広げていきたいと思っているのか、その辺りの見解や認識を聞いています。

○（教育）生涯スポーツ課長

松岩委員がおっしゃられるように、こちらとしても生涯できるようなスポーツについては、いろいろ広げたいと考えておまして、体育館で行われるスポーツ教室についても、なるべくそういった生涯できるようなスポーツを多く取り入れていけるように、今後、検討は進めていきたいと考えております。

○松岩委員

例えば私がやっている高島越後盆踊りもスポーツではないですけども、運動で、80歳代の方などがいまだに一生懸命に踊ってしまして、そういったのも含めると、文化、運動、スポーツは小樽市で結構たくさんありまして、水泳にここまで熱く御支援いただける教育委員会であれば、そういったところにも目を向けてほしいというところで、特定の団体に何かしろということを行っているわけではないのですけれども、御理解いただきたいと思います。

◎若手管理職の登用について

次に、若手管理職の登用についてです。

今回、代表質問の中では青少年課と男女共同参画課を統合した新しい部署に若手管理職として主幹を置いたらどうかという趣旨の質問をしましたが、その延長でお伺いします。

近年で、小樽市立病院等を除いて一般行政職の40歳未満で管理職に登用された職員がいれば、人数や割合、最低年齢がどのような形になっているのか、お聞かせください。

○（総務）職員課長

近年ということだったのですが、直近5年間で申し上げますと、病院等の医療技術職を除いた一般行政職だと、40歳未満で管理職になった職員はおりませんでした。一番若い年齢で40歳8か月でございました。

○松岩委員

人によっては管理職の年齢をばらしてしまうような質問で申し訳ないのですけれども、若手と言うとまたややこしいのですが、40歳未満はいないということです。

一応聞きますけれども、本市の管理職の若手の登用状況は、他都市と比較してどう認識されているのでしょうか。

○（総務）職員課長

ほかのまちの登用状況は把握しておりませんので、比較してどうというのは押さえておりません。

○松岩委員

それから、若手職員をそもそも登用することについて、これは必ずしも若い人間を管理職にすればいいというわけではないと思いますので、市としてのメリットやデメリットなどどう受け止めているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○（総務）職員課長

まず、若手の管理職登用のメリットとして考えられることですが、若手ならではのアイデアということで、新たな視点での政策というものにつながることを期待されることや、若手で意欲の高い職員が管理職になることで、組織の活性化みたいなものが期待されるのかと思います。

一方で、デメリットと考えられることとしましては、職場経験や業務経験が必ずしもそこまで多くないような若い職員が管理職になることで、管理職として求められる判断というところで迷う可能性もあるとは想定されます。

○松岩委員

これは一般論ですけども、公務員の方は優秀な人ほどすぐに辞めるということがよく言われていて、インターネット上にもそういう記事がたくさんあるのです。よく言われているのが、新しい挑戦を阻む前例踏襲、専門性を分断する人事異動、頑張っても報われない年功序列といろいろあるのですが、なかなか公務員という世界、人数も

多いなりに官僚制度が昔から少しずつ構築されて今に至っていると思うので、それはそれでいい部分もあるし、悪い部分もあるのでしょうかけれども、やはり若手職員からするとモチベーションの低下や、優秀な人材の流出が起きている現状がどうしても小樽市でもあるのかと。

そもそも、この前提として、若手職員が管理職になれるように育成等も含めて積極的に登用できるようにしたいけれども、たまたま40歳未満がないということなのか、それとも偶然突発的に優秀な人材がいたら、どんどん登用していきたいという考えなのか、この辺りの考え方はどうなのですか。

○（総務）職員課長

本会議の答弁でも申し上げたのですが、今、年功序列という御指摘もありましたが、あくまでもマネジメント力や政策形成能力といった求められる十分な能力の実証が得られれば、もう年齢云々ではなくて管理職登用をするということと考えているところではございます。

昨年、小樽市人材育成基本方針を改定しましたが、その中で、役職、職位ごとの役割、それから職員を計画的、体系的に育成するための研修内容等を記載して人材育成プログラムというもの掲げております。それに基づいて職員の育成をやっておりますが、その結果として、実際に管理職として十分な能力実証が得られるという年齢ではどうしても個人差は出てくるのだろうとは思いますが、着実に育成が図られるようにということで取り組んでいると考えております。

○松岩委員

代表質問の中で青少年課と男女共同参画課を統合した新たな課に、課長職はベテランを、主幹職に若手を配置することで、経験の浅い若手職員でも若さを生かして活躍できるのではないかとこのことを質問したのですが、そもそも統合を考えていないという答弁が来たので、これはまた問題として別になるのですが、現在では、経験豊富な役職定年となった副主査の職員が管理職を補佐するという状況になっていると思うのです。

この副主査が、例えば、若手管理職を育成していくことも考えられるのではないかと思いますので、この辺りの課題感はどのようにお考えでしょうか。

○（総務）職員課長

今、管理職は役職定年となった場合、副主査としていますが、これは、それまでに培った知見を生かしまして、ほかの係員への指導や、係長の補佐的な役割を担うことをお願いしたいということで定義づけしてやっているところではあります。当然、元管理職という方が多いので、若手の管理職や課長のサポート的な役割というものも実際は期待できる場所ではあると思います。

ただ、若手の管理職の職場に、ちょうどそこの業務を経験した副主査がマッチするか、そういう人材がいるかという課題が一つあることと、実際問題としては元上司が部下になることも考えられますので、そこは正直なところ、気持ち的にやりづらいというか、遠慮するところがあり、課題もあるのかとは考えます。

○松岩委員

この点は難しいです。人間関係もありますし、優秀な人は環境が変わると急に動きが鈍くなってしまうりとかもあると思うので、私も必ずしも若手を管理職にしろと言うつもりもないのです。ただ、やはり優秀な人は若くしてどんどん出ていってしまいますし、そういうふうに頑張ったり、能力が認められれば、出世というか、上にいけるチャンスもあるのだという、階段があるかないかというのも違うと思っています。人事は市長の権限の部分でもありますから深く言いませんけれども、私は若い人の味方である議員でありたいと思っていますので、これからもいろいろと研究を進めていただきたいと思っています。

◎SNSやAIなどの専門人材の採用について

次に、SNSやAIなどの専門人材の採用についてです。

確認でございますが、現在、本市においてSNSの運用、AIの活用、映像編集など専門的に担う正職員が在籍

しているか、お聞かせください。

○（総務）職員課長

実際に、一般行政職が業務に長く従事していてスキルが上がっているという職員はいるかと思うのですが、本当に専門的に担う職種という意味で、正職員では現状在籍しておりません。

○松岩委員

本答弁の中で二つ出てきていまして、一つが地域活性化起業人制度を活用したデジタル人材の派遣業務に関する公募型プロポーザルで民間企業を募集しています。このような外部人材によって、SNSや映像制作、AI活用のノウハウを庁内に共有して、職員全体のスキル向上につなげる効果が現れるまでに一体どのぐらいの時間を要すると考えているか、お聞かせいただけますか。

○（総務）職員課長

今、地域活性化起業人はデジタル化の部分で来ていただいている方なので、実績として、これまでにその方に庁内の研修の講師をやっていただいたことはあります。ただ、本当のノウハウの共有というところまでできていないので、今後、今おっしゃられたようなSNSなどのノウハウということで、もし、起業人を活用したとしても、それが実際、職員に共有され、スキルアップで効果が出るまでどのくらいとはっきり言えないのですが、恐らく年単位の相当な時間はかかるのではないかと考えています。

○松岩委員

同じく地域おこし協力隊によって、SNSや映像制作やAI活用のノウハウを庁内に共有し、職員全体のスキル向上につなげ、効果が現れるまでにどのぐらいお時間を有するとお考えでしょうか。

○（総務）職員課長

地域おこし協力隊につきましては、これから活用するかどうかであって、実際にまだそこまでやったものがないので、これも地域活性化起業人と同様に、もし、庁内に共有してスキルアップを考えたとしても、やはり同じように年単位の時間はかかるかと思っています。

○松岩委員

地域活性化起業人や地域おこし協力隊の皆さんに頼るのも方法の一つかと思うのですが、職員全体のスキルアップを図るといえるのは、そもそも専門的な知識や技術ですから、そういう話にはなかなかならないのではないかと思います。

一般行政職員とは別に、そもそもこれらの分野に特化した専門職員の採用だとか、社会人経験の採用枠を拡大するということで、イメージとしては、弁護士を採用するなどという自治体があるのです。それと同じような感じで、職員のスキルアップはやっていただいて構わないのですが、専門人材を1人置くことで、いろいろな部署を横断的に助言できたり、仕事を支えることができるのではないかとと思うのですが、この辺りの拡充についてはどのようにお考えでしょうか。

○（総務）職員課長

この件は、本会議では起業人等ということでお答えはさせていただいたのですが、それがイコール正規職員での採用を否定するというか、採用しないという趣旨ではなかったつもりなのですが、例えば、専門職という少し違うかもしれませんが、事務職ではあるのですけれども、これまでにデジタルの経験値が豊富な方を社会人経験者ということで採用した例もあります。

今おっしゃったような弁護士や本当の専門職を入れることに伴う課題もあるかと思うのですが、今後、専門職を正職員として採用することの必要性や是非といったことも含めて検討は必要かと考えております。

○松岩委員

恐らく課題感があまり共有されていないということでしょうね。多分、そういう方がいなくても今まで回ってき

ているので、いなくてもいいのではないかという考えなのかと思うのです。これは実務をやられている職員の皆様
がそう判断されるのであれば、それ以上、強くは言えない部分ではあります。

ただ、一応議員としては言っておきたい部分もあるので最後の質問にしますが、正直に言うと正職員でなくても
いいのです。ある程度しっかりと専門人材を雇うという意味で、私は広く捉えているので、これが正職員なのか非
正規なのかなど、いろいろな採用の区分があると思うので、それはそちらの議論としてお任せしたいのですが、言
いたいこととしては、SNSやAIとか映像制作などいろいろなデジタルに関連する専門的な知識を持った人材を
職員として雇い入れるということに対する課題をお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）職員課長

専門人材の採用なのですが、過去の議会で議論させていただいた中では、例えば、デジタル人材を正規職員とし
て採用するとなると、民間の対応を考えると、同じようなものを市として出すのは難しいということで、そのとき
はそういうお答えをしたことがありました。

今回、お話がありましたSNSやAIの専門人材というものの待遇がどの程度のものなのかは、私どもで正確な
把握ができていないところがありまして、果たして待遇面で来ていただけるようなものを私どもで用意できるのか
が一つ課題ということもございます。

それと、スキルの進化が非常に速い分野だと思いますので、例えば正規職員として雇ったときに、通常、正規職
員ということで若い年齢で来ていただいたとするならば、その後30年程度はいることになりますので、当然、時代
が進むことによるスキルの進化をその方にも知っていただかないと、いつまでも専門職として通用しないことにな
ってしまいますので、それが果たして、本市の正職員というか、長期間在職するような職員として来ていただいた
ときに、その方自身の十分なスキルアップができるかということも一つ課題なのかとは思っているところでござ
います。

○副委員長

自民党の質疑を終結いたします。

委員長席を委員長と交代いたします。

○委員長

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

みらいに移します。

○小池委員

◎給食費の無償化について

11月15日に第4回市民と議員の懇談会が開催され、参加していただいた現在ゼロ歳から高校生の子育て中の皆様
から貴重な御意見をたくさんいただきました。その御意見の中で総務常任委員会に係る御意見がございましたので、
代表して私が質問させていただきます。

御意見は多数ありましたが、その中で、今定例会でも議論がありました学校給食についてであります。給食費の
無償化を行ってほしいという御意見でございます。

現状での御答弁にはなるかと思いますが、市民の皆様に分かりやすくお答えください。

○（教育）学校給食センター副所長

給食の無償化についてですが、まず、小学校においては、現在、国において無償化を実施すると承知しておりま
して、国からの詳細を待っている状況でございます。

なお、無償化に係る支援が十分ではないときは、その取扱いについては市長部局と協議していくことになると考えております。

次に、中学校の給食の無償化においては、現在、国は小学校無償化の後、速やかに実施するとしておりますが、実施時期等は定まっておりません。仮に、それまでの間、市が単独で中学校分を無償化するとなると、それには多額の財源を要するため、現在、市単独での無償化実現というのは困難であると考えております。

○小池委員

◎ふるさと納税について

次に、ふるさと納税についてであります。

先ほど小樽市中長期財政収支計画の中で、収支改善に向けた取組の評価（令和6年度）について御説明がありました。

総合的に見ましても、私としては、やはり財政的に厳しい本市において、ふるさと納税を増やすことがより重要かと考えます。

取組項目の（1）重点的に推進することで早期に効果を生む取組の①ふるさと納税の推進強化について、結果として、ふるさと納税の寄附額が伸び悩み、効果額は2,500万円のマイナスとなり、計画の目標と比べ1億7,500万円を下回ったとのことです。目標には達することはできませんでしたが、寄附額自体は令和5年度と比べ2,606万円増額したことはよかったと思います。

まず、お聞きいたしますが、目標にしていた金額まで伸び悩んだ原因、理由をどのように考えているかですが、以前の議会答弁では、旅行券などの体験型返礼品が増加したものの、物価高騰の影響により主力返礼品である嗜好品が落ち込んだということでした。

では、本市の主力返礼品はどのようなものになるのか、また、物価高騰の影響は本市だけではないと考えますが、他都市においてもその影響により下がったということなのか、分析されていればお示しください。

○（総合政策）官民連携室清水主幹

令和6年度の主力返礼品の嗜好品で落ち込みが大きかったものは、スイーツなどの菓子類が挙げられます。

他都市につきましては、職員間の情報交換等において、本市と同様に下がった返礼品があると聞いておりますが、詳細までの分析には至っておりません。

○小池委員

取組内容では、魅力ある返礼品の掘り起こしというと、かなり幅があるようにも感じますが、実際にはどのようなことに取り組んでいたのか、お聞かせください。

○（総合政策）官民連携室清水主幹

人気の高い返礼品について、運営代行委託事業者からの情報を基に価格帯や容量など、本市でも同様の展開ができないか、事業者へ提案しながら既存返礼品の拡充や新たな返礼品の掘り起こしを行ったところです。

○小池委員

令和7年度の取組については、これまで本市の観光都市としての魅力を生かした観光関連などの返礼品をさらに充実させ、近年、返礼品需要が変化していることから、動向をしっかりと捉え、選ばれる返礼品の充実に取り組んでおられるという御答弁もございましたので、取り組んでおられると思いますが、返礼品の充実について進捗と返礼品需要の動向について把握されていればお示しください。

○（総合政策）官民連携室清水主幹

本市の強みである観光を生かした対策として、令和7年度には新たな宿泊や飲食のクーポンを追加し、ポータルサイトを二つ増やしたところです。

人気の高い返礼品については、委託事業者から情報を得ながら把握に努めているところであり、最近では、お米

や日用品が人気であると聞いております。

○小池委員

以前、ふるさと納税に関しては経済常任委員会の所管でありまして、当時、私は経済常任委員会の委員でしたので、そのときに何度か質問させていただいておりました。

当時、ふるさと納税のランキングを見ると、北海道の市町村が多くあり、返礼品としては、海鮮やお肉、米が上位にありまして、そのときになぜ本市の海鮮が入らないか等をお聞きしておりました。

現状の返礼品ランキングを見ても、ハンバーグ等のお肉、明太子、かずのこ、カニなどが上位にありますので、そこまで変わっていないのかと思いますが、本市においては、このような人気の返礼品についての導入はどの程度されているのか、お聞きいたします。

○（総合政策）官民連携室清水主幹

まず前提としまして、国が示す返礼品基準に適合する人気の返礼品につきましては、委託事業者から情報を得て、事業者に提案し、返礼品として追加しております。例としましては、かずのこや明太子がございます。

○小池委員

私の考えで大変恐縮なのですが、他都市にはない小樽市ならではの返礼品で、話題性、期間限定、数量限定などがあるとよいと思っておりますが、本市ではそのような返礼品は扱っているのか、お聞かせください。

○（総合政策）官民連携室清水主幹

本市ならではの返礼品としては、話題性や期間、数量などの限定返礼品である人気の音楽フェスのチケットを取り扱っているところであります。

○小池委員

私も調べてみたのですが、他都市の話題性のある返礼品を探してみると、紋別市はオホーツク海の流水約1トンや、高知県室戸市は食用のオオグソクムシを生きたままでも届けたり、兵庫県多可町は御当地ヒーローになれる権利、また、埼玉県川口市ではラジオ番組に出演できたり、また、岐阜県飛騨市はおっちゃんがレンタルできるといったものもやられているということでした。調べれば、たくさん出てきました。

私としては、コストが少なく斬新な個性豊かな返礼品を出すことで、その返礼品が選ばれなくても、本市のページに進んでもらうことができ、ほかの返礼品の向上にもつながると考えます。

昨日、私が考えたのは、1日1組限定で小樽三角市場で並ばないで海鮮丼を食べられる権利があったら観光客にとってはよいのではないのでしょうか。何にしろ、テレビで取り上げるくらい話題性が重要と考えますが、それを担当者だけで考えるのは難しいのではないかと考えます。

そこで、市職員の方や様々な関係団体、民間事業者でも市民でもよいのですが、アンケートを取ってみてはどうでしょうか。もしかすると、とても個性豊かな返礼品を考えてくれるかもしれませんし、アンケートを取ることもすらも話題の一つになり、本市のふるさと納税をみんなで考え、支えることこそが必要ではないかと考えます。

アンケートの実施は必要と考えますが、見解をお示しください。

○（総合政策）官民連携室清水主幹

現在は、市内外の民間事業者などからの意見を伺っておりますが、幅広く意見を聞くことは必要であると考えていることから、今後、市職員への意見募集について考えてまいりたいと考えています。

○小池委員

あと、以前も質問したことがあるのですが、納税者からすると、ふるさと納税で実際にどんなことに使われているのかを分かりやすくすることで納税しやすくなると考えますが、どのような工夫をされているのか、お聞かせください。

○（総合政策）官民連携室清水主幹

ふるさと納税の使い道については市のホームページで公表しておりますが、寄附者からは見えにくいことから、改めて使い道の公表について工夫してまいりたいと考えております。

○小池委員

こういうものに使っていますというのが分かると、納税者は分かりやすく納税しやすいのかと思います。

ふるさと納税の北海道の市町村の寄附額ランキングを検索しました。小樽市は45位でした。5位に千歳市、7位に札幌市、8位に旭川市、9位に北見市、10位に恵庭市、14位に函館市と、小樽市より人口が多いまちや同じくらのまちが上位にいることが私としてはとても悔しい気持ちになりました。

小樽市の一つ上は石狩市、一つ下は苫小牧市で、一見どちらも上位に似そうな自治体もありましたので、何とかそこから這い上がっていただきたいと思っておりますが、先ほど述べた上位にいる自治体と何が違うのか、ネームバリューは間違いなく本市は上位にいます。

どういう研究をされているのか、お聞かせください。

○（総合政策）官民連携室清水主幹

本市は知名度が高いと考えておりますが、ランキング上位の他都市においては、水産物のカニやホタテなどの原産地であることや、ビールなど大手メーカーの返礼品によって多額の寄附が集中する傾向があり、そこが本市との大きな違いであると考えております。

○小池委員

今後、私としてもいいアイデアが浮かびましたらお伝えしていきたいと思っております。令和7年度の寄附額に期待しております。

◎総合体育館について

次に、総合体育館についてお聞きいたします。

小樽市新総合体育館が入札不調であったことから建設が遅れることに関しては、大変残念に思うところであります。

これまで担当主幹のお二人は、様々な意見、角度から計画を立てられ、大変な業務をされてきたことに感謝しかございません。建設業者の人手不足や材料の高騰などの要素は、結果、費用が高くなることにつながり、一体幾ら予算を積めば建設できるのか、高過ぎても低過ぎてもいけない、この計画のゴールは誰もが分からなく、担当者のお二人が苦慮されているのではないかと察するところであります。

小樽市新総合体育館の建設が遅れるということは、建設まで現総合体育館の維持管理がより難しくなってくると考えます。

私は、アリーナと第4体育室で体操の指導ボランティアをしており、総合体育館に週2日通っていますので、今、利用している者としても思うところがございまして、質問をいたします。

先ほど御説明がありましたが、今後、大会等を考え、トイレの改修が行われるということで、それは理解いたしますが、指定管理者の方からお聞きしたところ、ボイラーの故障が一番心配に思っているということでした。もし、ボイラーが壊れると、冬場は全く使用することができなくなってしまうことが一番の不安と言われておりました。

それを踏まえて、まず、お聞きしたいことは、現総合体育館において故障している箇所、また修理が必要な箇所の内容についてお示しください。

○（教育）生涯スポーツ課長

現総合体育館において故障しているといった箇所を把握している部分につきましては、例えば地下の男子トイレの使えない箇所が多いといったところや、シャワー室のシャワーが一部使えない、あと雨漏り、配管のところから蒸気が漏れているといったことはこちらで把握しています。

○小池委員

今回の説明では、まず、トイレの修理を進めているということなのですが、確かに大会等でもトイレは使用しますので、特に反対することではないのですが、修理等を優先的に決めて進めていく必要があると思います。

その費用も含めて総合的に判断されるとは思いますが、小樽市新総合体育館の完成が延期になったことで、より維持強化をしていくべきと考えますが、見解をお聞かせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

現総合体育館の維持の強化につきましては、小樽市新総合体育館の建設のスケジュールや故障している箇所、それから修理が必要な箇所の修繕費用などといったことも踏まえながら総合的に判断して検討してまいりたいと思います。

○小池委員

強化していただきたいという質問でした。

先月、アリーナでの体操の練習中に、寒くてぶるぶる震えている低学年の生徒がいて、顔も真っ青だったため、市内ではインフルエンザ等も蔓延していましたし、風邪でも引いているかと思い、生徒には帰っていただいたのですが、帰ってから調べると、結局、インフルエンザでもなく風邪でもなく、ただ寒かったというだけの出来事がありました。体操の女子はレオタードで練習してしまして、その上にTシャツを着たりしますが、感覚がとても大事な競技であることもあり、基本は薄着で練習します。

競技によって最適な室温は違うかと思いますが、総合体育館のアリーナ、体育室の室温に関してはどのように定めていて、実際の室温はどうなっているのか、お聞きいたします。

○（教育）生涯スポーツ課長

アリーナ、体育室の室温に関しましては、特段定めはございません。各室21度から23度になるよう指定管理者において目視により確認し、蒸気ボイラーを操作しておりますが、実際の室温は18度から19度となっております。

○小池委員

あれだけ大きな施設でありますので、室温を上げようとしても簡単には上がらないと思いますが、火力という言葉が合っているか分かりませんが、火力を最大にしても上がらないのか、それとも現状は通常どおりに使用し、室温調整をすることができているのか、もう一度お聞かせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

体育館に確認したところ、先ほども申しましたように、ボイラーを最大にしても、大体18度から19度までしか室温が上がらない状況が現状でございます。

○小池委員

ボイラーを最大にしても18度から19度までしか室温が上がらない状況というのは、ボイラーの状態があまりよくないということなのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

ボイラーの状態なのか、それとも配管なのかは、まだ把握しておりません。

○小池委員

できれば早めに把握して壊れる前に何とかしていただきたいと思いますが、現状では小樽市新総合体育館の建設がいつになるか分かりません。建設されるまで現総合体育館において、利用者の利便性についてできるだけ改善できることはお願いしたいと思います。

少し話は変わりますが、小樽市新総合体育館の整備方針では、気軽に市民が集い、多世代の交流を生み出す体育館という方針があります。

この方針は、小樽市新総合体育館の方針ではありますが、現総合体育館においても必要であり、新総合体育館が

完成されてからすぐにはできる取組とは考えづらく、現状の総合体育館においても必要な考えではないかと思いますが、見解をお示してください。

○（教育）生涯スポーツ課長

現総合体育館につきましても、気軽に体育館に来ていただいて気軽にスポーツを行っていただくことの観点からいくと、親しみのある体育館、また教室等にしていきたいと考えております。

その中でいきますと、体育館の中で、親子で参加できるスポーツ教室を行ったり、1回から気軽に参加できるようなスポーツ教室を企画するなど、引き続き気軽に市民が集い、多世代の交流を生み出す取組を進めてまいりたいと考えております。

○小池委員

今の御答弁だと、もちろん基本的にスポーツする場所なので、スポーツ交流が一番いいと思うのですが、小樽市新総合体育館は、スポーツに限らず、いろいろな方との交流という形だったと思うのですが、そこは少し違うのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

小樽市新総合体育館につきまして、そういった形で計画されていることを把握しております。

今の体育館については、例えばそこまでの施設がそろっているかというのと、そういった趣旨で建てられた建物ではないことから、先ほど言ったようなスポーツ教室といったことを踏まえながら、気軽に来ていただいて、多世代の交流をしていただければと考えております。

○小池委員

もちろんスポーツの施設でございますので、スポーツを優先的にやっていただくというのが正しいと思いますが、空いているところでほかのことができればという考えの下で質問させていただきます。

指定管理者の方も、私が先ほど言った考えと同様の考えでありまして、今年はずっと卓球の練習ができる第3体育室において、子供向けのワークショップを開催し、ふだん来られていない子育て世代の方も多く来られていたと認識しております。もっと多くの方に利用してもらうには、会場を大きくする必要があります。そこで、アリーナでの利用も考えられるのですが、問題としては使用料があります。

小樽市総合体育館条例において使用料について定められており、条例が定められたのは昭和49年。これまで使用料に関しては、改正が行われております。使用料には大きく二つに分けられ、アマチュアスポーツに使用する場合とその他の催物に使用する場合であり、さらに入場料を徴収するかしないかでも料金が変わっております。

基本的に運動、スポーツをする施設でありますので、料金が違うことは一定程度理解するのですが、あまりにもかけ離れているという感覚なので、利用することが困難な方もいるのではないかと考えますし、冒頭にお聞きした方針で進めるのであれば、料金の見直しや減免がなければ整合性が取れないのではないかと考えます。

このことについて、見解をお示してください。

○（教育）生涯スポーツ課長

先ほども小池委員がおっしゃったように、この体育館は、本来、スポーツを行うための施設という形で建てられており、こちらとしてもそのような趣旨で使っている施設になります。

そういう意味から、本来の趣旨から外れてしまうということもあり、こういった一般のイベントなどで利用する場合には料金設定が高くなっているという形にもなっております。

減免については、こちらでよく話を聞いた上で行う形にはなるのですが、今のところ、そういった要望、意見はこちらには届いていないということがありますし、基本的には使用料の見直しについては考えてはおりません。

○小池委員

考えていないというところで質問するのですけれども、入場料を徴収しない場合とする場合においても使用料が

倍近く変わっています。また、その中で営利を目的とする場合としない場合では、さらに倍近く変わっております。

まず、お聞きしたいこととして、その他の催物で使用し、入場料を徴収し、営利目的とする場合としない場合の使用料でアリーナが使用されたこと、または近年で相談はあったのか、お聞かせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

その他催物で入場料を徴収し、営利を目的とする場合としない場合の使用について、アリーナが使用されたという状況は、私のところでは詳しく聞いてはおりません。

○小池委員

また、目的が営利ではなくても、物販や体験等で利用者から料金を頂かなくてはできないこともあると思います。その場合は営利目的ではないと考えますが、どのように判断されているのか、お聞かせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

営利を目的とする場合としない場合についての判断基準については、小樽市総合体育館条例には記載されておられませんので、その都度、催物の事業内容や収支見込みなどから判断するものと考えております。

○小池委員

では、仮に、どこかのボランティア団体がフリーマーケットを小樽市総合体育館のアリーナの3面を使って、午前と午後で使用した場合、使用料は幾らになるのか、お聞かせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

使用料につきましては、ボランティア団体がフリーマーケットでアリーナ全面を使用した場合という形なのですが、その他催しで入場料なし、非営利と判断しますと、午前中が4万7,000円、午後が9万4,100円、合計で14万1,100円が使用料という金額で算定されます。

○小池委員

金額が高くてなかなかできないという話を私は聞いているのですが、総合体育館を利用されない方にできるだけ足を運んでいただく活動をもっと取り組むべきと考えますし、できることはたくさんあると思います。

しかしながら、今後せっかくよい取組があっても使用料が高くて利用できないということも考えられますので、ぜひ使用料については減免も含めて考えていただきたいと思いますが、見解をお示してください。

○（教育）生涯スポーツ課長

減免については、小樽市総合体育館条例施行規則に規定されています。これに基づき、催しをされたいという方のお話をよく伺いながら、準備できるかどうか等も含めまして判断していく形になるかと思えます。

○小池委員

もっと体育館を使っていただけるような取組をするときに、使用料が壁にならないようになってほしいと思います。

◎スポーツ支援について

次に、スポーツ支援についてお聞きいたします。

以前、本市が行っていたプロスポーツ選手との交流という取組がなくなってしまったことは、大変残念であります。また、北海道日本ハムファイターズの2軍本拠地の移転場所として、苫小牧市や江別市など6市が候補として取り組んでいることに、私としては羨ましい気持ちであります。報道で知りましたが、苫小牧市議会がファイターズのユニフォームを着て行われたことも、市としてスポーツに力を入れている証だと思っています。

本市においても、もっとスポーツに力を入れてほしいという思いでこれまで質問を何度かさせていただいておりますが、先日、総務常任委員会の視察で愛知県や神奈川県に行きまして、駅や市役所も拝見したのですが、豊橋駅では、「豊橋市は「スポーツのまち」づくりを推進しています。」という、物すごく大きな旗が駅の通路の上は何枚も掲げられており、バスケットボールチームが載っていました。

また、神奈川県座間市の市役所では、井上尚弥選手の出身地であることから、グローブなどの展示もされ、市として応援している姿勢が見られ、「座間市は、“SC相模原”を応援しています。」と大きく書かれたポスターもありました。市として、応援されている選手は本当にうれしいことだと思います。

では、本市においては、どのようにスポーツに対し応援しているのか、お示してください。

○（総合政策）企画政策室赤井主幹

スポーツに対してどのように応援しているかについてですが、今年度の取組といたしましては、市内の小学生とその保護者を対象とした北海道日本ハムファイターズの応援観戦を8月に実施いたしまして、球場で応援したほか、選手との写真撮影などプロ野球選手との交流を行っております。

また、11月には同じく北海道日本ハムファイターズとの共催で、プロ野球選手のトークショーを小樽市民会館で開催し、スポーツの振興及び子供たちのスポーツへの関心を高める事業を行っております。

そのほか、本年は本庁舎内に北海道日本ハムファイターズ及び北海道コンサドーレ札幌から市へ寄贈されたユニフォームの展示を行っております。そのほか、両チームの公式戦の無料招待の周知の協力を行ったところでございます。

○小池委員

規模は違いますけれども、お隣の札幌市においては物すごく力を入れており、スポーツのチカラ×まちのミライという取組で、スポーツが持つチカラ、心と身体への健康づくり、生きがいがづくり、子どもの健全育成、経済活性化、地域コミュニティの振興、そして夢や希望や勇気を与えるなどのまちづくりに欠かせない力を活用し、プロスポーツチームや民放テレビラジオ局と一体となってスポーツによるまちづくりを目指すプロジェクトを行っており、そのCMがSNSで流れておりました。最大限にスポーツの力を生かしていると思います。

札幌市の規模までとは言いませんが、以前も質問の中で言いましたが、オリンピックに出場した小樽市出身の陸上の小池祐貴選手、また、本来スポーツの歴史から見ると、スキーのまちでありますから、全国大会で優勝している選手も数多くいることから、スキーを応援する取組だったり、まちづくりにおいてスポーツの力を生かした取組が必要と考えます。今も小樽市で育った選手たちが活躍しています。

市として、まちとして、応援する取組がもっと必要だと思いますが、見解をお示してください。

○（教育）生涯スポーツ課長

過去、例えば北照高校が甲子園に出場したときには、垂れ幕を掲げたり、補助金を出したり、募金を募るなど、全庁的に協力しながら応援してまいりました。また、全国大会に出場する小・中・高生には補助金を出すといった取組をしております。

また、体育館においては、小樽市にゆかりのある選手のユニフォームなども掲示しておりまして、そういった意味でも地元出身の選手等につきましては、こういった形で応援していければと考えております。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時54分

再開 午後3時20分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○白川委員

◎小樽市公式LINEとAIチャットボットについて

初めに、小樽市公式LINEとAIチャットボットについて質問いたします。

AIチャットボットが令和5年10月2日から導入されて、システムメンテナンス時以外いつでも利用可能となって利便性の向上につながったものと思うのですが、AIチャットボットについてお聞きします。

令和5年9月26日付の総務部広報広聴課からの総務常任委員会向けの資料である、小樽市AIチャットボットの運用開始についての中に機能が記載されているのですが、どういった機能なのか、改めてお聞かせいただけますか。

○（総務）次長

機能につきましては、一つ目に、利用者からの質問に、チャット（会話）形式で、AI（人工）知能があらかじめ用意された回答の中から最適と判断した回答を表示する。二つ目に、あらかじめシステムに登録したQ&Aデータから回答するため、インターネット上の情報を利用して回答を作成する生成AIとは異なり、正確な情報を提供する。三つ目に、AIは利用実績を学習することで回答精度を高めていく。現時点で適切な回答ができていない質問についても、継続して調整を行い、回答精度の向上に努めていく。四つ目に、24時間365日、システムメンテナンスのときは除き、いつでも利用ができる。五つ目に、多言語翻訳に対応するというので機能を記載してございます。

○白川委員

次に、利用状況について伺いたいのですが、運用が開始された令和5年度と令和6年度別で事務執行状況説明書にも記載されている全質問数をお示いただけますか。

○（総務）次長

令和6年度は1万1,113件、令和5年度は8,764件となっております。

○白川委員

今、お答えいただいたように、令和5年度は半年で約8,700件だったのに対し、令和6年度は年間で約1万1,000件と利用状況が減っているような印象があるのですが、月別の利用状況を見たときに、どのような傾向が見られるのか、お聞かせいただけますでしょうか。例えば、何か新しい制度やサービスが始まったことを受けて、そのタイミングで質問数が増えたりなどの月々の変動などはあつたりするものなのでしょうか。

○（総務）次長

月別の利用状況、傾向につきましては、まずは令和5年10月の制度の開始当初は、市の職員もテストで利用するなどのことがありまして、そういったことから利用件数が多くなったことがあります。また、広報おたる、FMラジオにおきまして、新しくサービスが始まることを周知したことから利用は多かったと考えております。

令和6年度におきましては、4月から7月までの期間は、各月の利用件数は1,000件を超えておりまして、経済分野で見ますと、観光の項目、あと厚生分野でいきますと子育てやごみ、福祉、医療といった項目が多い傾向が見られておりました。8月以降につきましては、各月の利用件数が1,000件を下回って少し減少するという傾向が見られております。

言語別には、全体を通じてやはり日本語が多い結果となっております、英語や中国語という利用も若干見受けられたところであります。

また、新しいサービス等の関係ですが、新しい制度や新しいサービスの提供などによる変動につきましては、正確な分析はできていないところではあります。先ほど少し触れましたが、ごみや福祉といったものは年度の初めに利用が多いといった分野ごとの傾向があるということ。

また、今年度につきましては、熊の出没時期に、熊に関する質問が多くなったと、観光のハイシーズンにつつま

しては、やはり観光に関する質問が増えていると、年末や新生活に伴う4月といった時期には、やはりごみの出し方についての質問が増えるといった傾向が見られたと考えております。

○白川委員

次に、質問へのAIチャットボットのリアクションについて伺いたいのですが、導入から1年半で2万件弱の質問が寄せられているとのこと。AIチャットボットから回答を得られた、得られなかった、それぞれの割合はどのようになっているか、お聞かせいただけますか。

○（総務）次長

AIチャットボットから回答を得られた、得られなかったの割合につきましては、令和5年度につきましては、得られたという回答が約10.3%、得られなかったという回答が約7.6%、あと無回答が約82.1%。令和6年度につきましては、得られたという回答が約6.6%、得られなかったという回答が約7.6%、無回答が85.7%となっております。

○白川委員

本来であれば、回答が得られた、得られなかったというのを答えて、得られなかった場合はもともと欲しかった文言を入れて学習してもらうという流れだったはずなのに、無回答だったというのは学習の機会が得られていないのだというのが分かってびっくりした次第でございます。

次に、利用上の注意点として、「AIは学習中で答えられないこともあります。利用後に「回答は得られましたか?」と表示されたら、「得られた」または「得られなかった」の回答をいただくことで少しずつ賢くなっていきますので、ご協力ください。」とありました。

先ほど、無回答が多かったということで、回答したことでどのような仕組みで賢くなっていくのか、御説明いただけますか。

○（総務）次長

先ほど、機能のところ少し触れたかもしれませんが、事前に用意したQ&Aによって対応する仕組みでありますので、そのQ&Aを職員が手作業で更新する仕組みとなっております。このAIの利用実績を事業者でまとめてくれるのですが、このまとめた実績レポートが広報広聴課に届きますので、それを各課に展開、情報共有しまして、その内容を各課の職員が確認して、対応するQ&Aの回答を職員が修正していく、または、新しいQ&Aを作成、登録するといった時点修正、改善作業を行うことで回答の精度を上げていくといった仕組みとなっております。

○白川委員

今、お答えいただいたQ&Aのデータの更新をするところで、この更新はどのタイミングで行われるのか、お聞かせいただけますか。

○（総務）次長

タイミングにつきましては毎月作業を行っておりまして、時期的に言いますと、毎月15日頃を目安に事業者から実績レポートが届くことになっておりまして、先ほど説明したとおり、それを各課に確認していただくといった流れになっております。

また、制度の改正であったり、新しい事業といったことがあれば、随時行ってございます。

○白川委員

次に、AIチャットボット導入から2年がたちましたけれども、導入したことによって、当初の目的である市民や観光客等の問合せに対する利便性向上と問合せ対応の負担軽減を図るためのものになっていると思うのです。

実際に得られた効果についてどのようなものがあるのか、お聞かせいただけますか。

○（総務）次長

実際に得られた効果ですが、まず、24時間365日いつでも利用ができるとしておりますが、開庁時間以外の問合せ

につきまして、令和5年度で全体の約30%、令和6年度で全体の約33%ありましたので、開庁時間外の対応がある程度できているのかと思います。

開庁時間外に市民の方、観光客の方が質問できることで、開庁時間内での問合せが一定程度減少していることが推察されております。また、時間の制約を受けない情報提供の環境づくりができておりと考えております。こういったことから、市民の利便性向上に一定程度寄与しているものと考えております。

○白川委員

その効果というのは、当初の狙いどおりのものとなっているものか、お聞かせいただけますか。

○（総務）次長

この利用状況を見ますと、ごみや観光、福祉といった項目は市民や観光客の皆さんのお問合せに対して一定程度対応していると考えております。また、先ほども申し上げましたとおり、開庁時間以外でも利用が見られることから、利用者の利便性向上にも一定程度効果があると。

電話の問合せなどの増減については把握できていないところはあるのですが、電話による問合せからLINEによる問合せ等にある程度移行している側面はあるとは考えております。

こういったことから、一定程度、当初の狙いは達成ができておりと考えております。

○白川委員

ぜひ、電話での対応件数が減ったとか電話対応時間が減ったというところも具体的に分かると、効果が目に見えて理解しやすいところもあるので、そういった部分も分かるような評価の仕方といったものも検討していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、先ほど利用状況で件数について伺ったのですけれども、利用者がどの端末からどこを経由してAIチャットボットを利用しているかをお聞きします。

AIチャットボットの全利用件数を100%とした場合に、PCを使ってホームページ経由で利用する割合とタブレットを使用してホームページ経由で利用している割合、それとスマートフォンを使用してホームページ経由で利用している割合、スマートフォンを使用してLINE経由で利用している割合についてお聞かせいただけますか。

○（総務）次長

今の御質問の点につきましては、技術的には把握ができる可能性はあるのですが、現時点では集計しておりませんので、把握はできておりません。

○白川委員

もしこれが解析できたら、次のサービスにつながるすごくいいデータになるのかと思っていたので、ぜひこれは調べていただける体制をつくっていただけたらと思います。

ホームページ経由とLINE経由での利用状況から、利用者の利用傾向の違いが読み取れるかと思うのですが、どうお考えか、お聞かせいただけますか。

○（総務）次長

先ほど説明したとおり、現時点では把握ができていないものですから、課題とは考えておりますが、もともとLINEの特性から、LINEを一つのコンタクトポイントといいますか、そういったポイントとして位置づけて活用するという視点はあると考えております。そういったことからLINEを通じて市のホームページに行くといった動きがあると、当初から我々もある程度期待しておりますし、期待される場所ではあると思います。その辺りの利用の傾向についてしっかりと把握した上で、どういったサービス、どういったコンテンツといいますか、内容を提供していくのかを検討していくことが大事なのかと考えております。

○白川委員

次に、市のホームページでのAIチャットボットの紹介ページについて、「このようなときにお使いください」と

いう項目があるのですが、先ほど御答弁いただいた市役所が閉まっている時間に問合せをしたい、電話よりも気軽に問合せをしたい、ホームページを検索しても分からない、レッタとお話してみたいとありました。

こういった説明の部分から、検索して調べたい人もそうですし、あと気軽に質問したい人にも利用してほしいという訴求面では読み取れると思うのですが、考えをお聞かせいただけますか。

○（総務）次長

この点につきましては、今、委員からの御指摘の部分について我々も期待しているといえますか、考えているところでもあります。LINEについては、拡散性や即時性といった特性がございますので、市のLINEへの登録が増えることで、緊急情報、あとは災害情報の発信が広く効果的に、市民や観光客にお届けすることができると考えていますので、市のLINEを運用する上で登録者を増やすことは重要な視点であると考えております。

○白川委員

ここからは本市の公式LINEについて伺いたいのですが、自治体DXが進んでいる地域では、住民は自治体の公式ホームページよりも自治体の公式LINEを利用する傾向が強まっているそうでございます。

特に日常的な情報取得や手続ではLINEが主流になっていて、ホームページでは詳細な情報や制度の説明の参照先として補完的に使われているということです。これについて見解をお聞かせいただけますか。

○（総務）次長

本市におきましても、市のLINEの運用を開始した当初から、LINEサービスを周知、広報、相談、オンライン申請といったことのコンタクトポイントの一つということで利用する点につきまして、着目はしております。今後も国やほかの自治体の活用状況といったことも確認をしながら、本市における運用の在り方を探っていく必要があると考えております。

○白川委員

そんな中で、先ほど公式LINEの登録者数のお話もしていただいたのですが、小樽市の公式LINEの登録者数が12月15日現在で7,850人となっております。

これは、20歳代、30歳代、40歳代、50歳代以上の年齢別と、男女別の割合で示すことは可能でしょうか。

○（総務）次長

まず、年齢別につきましては、20歳代が7.9%、30歳代が18.1%、40歳代が26.3%、50歳代が24%、60歳代が16.2%、70歳代以上が4.9%となっております。

また、性別につきましては、女性が61.4%、男性が38.5%、不明が0.1%となっております。

○白川委員

40歳代、50歳代の割合が多くて、男女別に見ると女性の割合が多いところでございました。

先ほど登録者数のお話もしてもらったのですが、市民の皆さんへ暮らしに関する情報をお届けするツールとして、現在の浸透度についてどのようにお考えか、お聞かせいただけますか。

○（総務）次長

現在の浸透度につきましては、ごみ、観光、福祉といった関心が高い項目のほかに、防災、除雪、ヒグマの出没情報といったものを発信しており、市のLINEに対する市民の関心は高まっているとは感じておりますが、登録者数を見ますと、まだ増加の余地があるといった認識を持っております。

○白川委員

私も小樽市公式LINEの登録者数をもっと増やすような策を講じることがいいと考えておりまして、現状本市ではLINEの使い方について、シニアスマホ教室の講座内容にも組み込まれていまして、高齢者やデジタル弱者への対応も進めているということでございます。

ほかの都市では、生活に直結する便利機能をLINEに組み込むことで登録者を大きく伸ばしておりまして、単

なる情報発信ではなくて、使われるサービスを装備すれば、ある種で登録せざるを得ない状態となるのではないかと考えているのです。

小樽市公式LINEにおいて、LINEを登録せざるを得ない、使われるサービスについて、こういった機能が当てはまるか、お示しいただけますか。

○（総務）次長

LINEサービスを利用した主な業務については国でもガイドラインが作成されています。国が示すガイドラインの中では、やはり広報業務や問合せの自動応答といったものが示されています。これ以外について挙げますと、いじめ、虐待、子育て、自殺相談などの相談業務、あとは施設の利用予約、窓口予約などのオンライン手続、こういったものが例示されています。

本市においても使われるサービスといますか、こういったことの候補としましては、今挙げたようなものが考えられます。

○白川委員

この間、総務常任委員会の視察で伺った神奈川県座間市についてなのですが、市の公式LINEの登録者数が人口の80%となる約10万5,900人という実績を持っていて、きっかけは令和3年の新型コロナワクチン接種予約でございました。市の担当の電話が繋がらないから、市民が窓口まで直接来てしまって混雑したと。三密の状態を避けるために、市のデジタル推進課の職員の方々が窓口に集まった市民に対して、即席でオンライン申請の説明会を行ったことで登録者増につながって、その後、公式LINEでオンライン申請が可能な手続は250以上に増えた。その利便性から、現在の登録数に至っているということです。

きっかけは結構アナログの部分ではあったのですが、そこから爆発的に登録者数が伸びたということがあって、本市でも、こういったオンライン申請のサービスはLINE上でできたらいいのと思っている部分は私の中であったのですが、本市では、こういった同様のサービスについては、今年10月から小樽市オンライン申請ポータルサイトを開設したことによって、同じような機能が提供されていると思うのです。ここでオンライン申請ポータルサイトという便利な機能がきちんと周知されるようにしなければいけないのではないかと考えておいて、それはホームページでもそうですし、広報誌やSNSでの周知は大事なのですが、きちんと公式LINEやAIチャットボットでも、このポータルサイトにたどり着けるようにしなければいけないと考えております。

これは、私が実際に体験したのですが、市の公式LINEで、オンライン申請ポータルサイトと入力しても、レタくんはまだこのキーワードを覚えていないからということで、11個の代表的なキーワードから選ぶように促されてしまったのです。それでも調べたい内容が見つからなければ、市のホームページで検索するようと言われてしまいました。

一方で、AIチャットボットでオンライン申請ポータルサイトについて問うたところ、マイナポータルを紹介されて、回答を得られずに終わってしまったというところで、便利な機能にたどり着くまでの道が険しいというのはどうなのかと改めて思いました。先ほども御答弁で、新しい制度ができた際は、随時、更新を行うというお話を伺ったのですが、それが今回できていなかったのかと聞いています。

例えば、今回のオンライン申請ポータルサイトのような市民生活に直結する事業や、市長記者会見で発表があった事業といったものについては、事前に公式LINEやAIチャットボットに覚えさせて、対象のページに促すような対策を取ることが望ましいのではないかと考えるのですが、先ほど、そういった対応はもともとしていたということだったので可能だと思うのですが、その認識で間違いはないかを確認させてください。

○（総務）次長

そのとおりで間違いはないと思います。

○白川委員

今後もこういった部分で対応は進めていただきたいと思うのですが、この対応を随時行っていくことで、逆に業務生産性が落ちることになったりするものなのか、いかがですか。

○（総務）次長

まず、Q&Aを作成、登録するといった作業が増加しますが、ある程度のスパンで見ますと、一定数の問合せをチャットボットが回答してくれることとなりますので、投入した資源、この場合は労働力になるのかと思うのですが、それに対する成果、いわゆる労働生産性であったり、業務の生産性というのは落ちてはいないのではないかと考えております。

御指摘の業務生産性のことを考えれば、市民や観光客の関心度が高い項目といったものをしっかりと把握して、それに対してしっかりと答え、行政サービスを提供していくといった視点がやはり重要なのだらうと考えております。そういった視点も踏まえながら、回答の精度を上げる、Q&Aの作成などを行っていくといったことが必要で重要であるとは考えております。

○白川委員

効果が期待できる事業も周知や事前準備が十分ではないことが原因で効果につながらないことがないように進めていただければと思います。

少し話が戻るのですが、AIチャットボットの回答が得られた、得られなかった、無回答のところでも無回答が多かった部分については、結構大きな問題だと思います。無回答にならないようにするための対策を考えていただければと思います。今後の課題として捉えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎防災について

次に、防災について伺います。

初めに、青森県東方沖を震源とする12月8日の地震について伺いたいと思います。

冬の夜の地震ということで、不安な気持ちを抱く方が多かったのではないかとと思うのですが、今回の地震について、本市ではどういった動きがあったのか、御説明いただけますか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

12月8日23時15分に発生した青森県東方沖地震では、本市でも震度3の揺れが観測されましたが、市内で被害の発生はなく、消防や警察等への通報もありませんでした。

本市の対応といたしましては、非常配備等の体制は取っておりませんが、災害対策室の管理職等が登庁し、情報収集や報道機関からの取材対応に当たりました。

○白川委員

ちなみに、そのときに対応されていた中で、何かトラブルみたいなことは特になかったですか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

特にありませんでした。

○白川委員

次に、私は令和5年11月に実施された災害対策室主催の避難所運営の職員研修を見学させていただいておりました。そこから2年がたったのですが、ここ最近で行われた避難所運営の職員研修についてはどういった内容で、前回から変わった点があるのか、もしあればお聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

本年度に実施の避難所開設運営に係る職員研修につきましては、本年度から防災研修①を避難所開設運営として、避難所運営に関わる可能性がある職員を主対象に、小樽市勤労青少年ホームにおける実技等の訓練を行っております。

また、防災研修②を避難所運営ゲームとして、管理職と防災研修①を修了した職員を主対象に、北海道が作成、配布したDoはぐ2025を使用してカードで示された様々な条件をグループで話し合っ解決することにより、災害時に迅速かつ確な対応ができる職員の育成を行うことを目的に実施する予定ですが、防災研修①の内容自体は、一部に国の新物資システムの紹介を取り入れたほかは、令和5年度に実施した内容と大きな差異はありません。

○白川委員

今回、起きた地震が冬の夜の地震だったこともありますので、そういった環境下で、今後、実際に避難所運営の研修というのも考えていただいてもいいのかと思いますので、ぜひお願いしたいところでございます。

そして、本日の午前0時で後発地震注意情報が終了しましたが、今後も注意が必要だという報道があるように、日頃からの備えをしっかりとしなければならないと考えております。

そんな中で、私は令和7年第3回定例会で、防災士や地域防災マスターの研修を受けられるような助成について質問させてもらいました。

私自身が地域防災マスターを受けていなかったのも、質問した自分が持っていないというのも違和感を持ったので、10月9日に行われた地域防災マスターの認定研修会へ行ってきました。そこでいろいろ得るものがありましたので、そういったお話もここでできればと思います。

最初に確認なのですが、北海道地域防災マスター認定研修会では、こういった内容のものが受けられるのか、御説明いただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

北海道地域防災マスターとは、北海道が各振興局ごとに認定研修会を実施し、消防や市町村等で防災業務を経験してきた方などに地域の防災活動の中心となって活動していただくための制度であり、平時の活動としては、地域の防災訓練、防災研修会、自主防災組織、町内会防災活動への参加、防災情報、災害経験談及び日頃の備え等の近隣住民・防災活動組織への話題提供、防災に関する情報収集・調査研究、北海道防災情報メールの配信登録、居住地近隣の災害時要支援者の把握、自主防災組織結成・参加の呼びかけ、災害図上訓練の普及。

災害時においては、自主防災組織や近隣住民と連携、協力して行う初期消火、負傷者等の救出・救助、被災情報や被災ニーズの市町村等への提供、避難所運営支援等災害時応急対策支援などを行っていただく構想となっております。

○白川委員

私が実際に受けてきた中で、先ほどもお話に出ていたDoはぐをやったのですが、御説明いただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

Doはぐは、真冬に直下型地震が発生しガス等が使えないという想定に沿って、250枚のカードで示された様々な条件をグループで話し合っ解決していく防災教育カードゲームです。

Doはぐは、静岡県が開発した避難所運営ゲーム（HUG）に北海道の積雪寒冷の厳しい気候面や東日本大震災の経験などの観点を加えることにより、道民の方々に避難所生活や避難所運営を自分事として捉え、地域の防災対策の課題を見つけやすくすることを目的に、静岡県の使用許諾を得て北海道が作成したものであり、昨年度末に、従来の内容に最新の知見を反映させたDoはぐ2025に更新され、本市では2セットを配布されております。

○白川委員

私はこれまでDoはぐを2回体験したのですが、避難してきた人が抱える状況を受けて、そのときに一緒になった班のメンバーと話し合っ物事を決めていくところで、避難所内のスペースの設定が毎回違うというのがありまして、今回受けた地域防災マスターの認定研修会でも、各班でスペースの設定が全然違ってました。終了後にどういう考えでそういった配置をしたのかという情報交換を得て、自分の知識を深めていくという感じだった

と思うのです。

そのときのDoはぐの状況が実際にリアルになったときに、様々な要配慮者がいる中で、特に目の見えない障害を持った方、例えば目や耳の不自由な方などについての対応をどういった形で行えばいいのかというところに不安を感じた部分がありました。そこで過去の防災関連の議事録を読み返してみたのですが、我が会派の松田前議員が平成30年12月の予算及び基本構想特別委員会、令和元年12月の総務常任委員会、そして、令和2年第3回定例会で、災害時要配慮者用バンダナの必要性について質問しておりました。

ここで伺いたいのですけれども、この災害時要配慮者用バンダナに対する最終的な市の答弁について、改めてお聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室北出主幹

最終的な答弁の関係だったと思うのですが、令和2年第3回定例会での公明党、松田前議員の会派代表質問に対する市長答弁と考えておりました。道内主要都市の実施状況を調査したところ、石狩市で実施していることから、今後、道外の実施状況を把握するほか、障害のある方の意見などもお聞きしながら、引き続き、検討してまいりたいと考えていますと答弁しております。

○白川委員

そういった御答弁があった中で、令和2年第3回定例会後の道内外の実施状況についてお聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室北出主幹

障害者用のバンダナの作成の関係につきましては、令和2年9月に当時の福祉部が道内主要9市に行った聞き取り調査では、全ての市で作成していないとの回答でした。

その後、道内の市町村への調査は行っておりませんが、道外では協定を締結している埼玉県春日部市に確認したところ、作成していないと伺っております。

○白川委員

御答弁ではそのほかにも、障害のある方との意見などもお聞きしながら、引き続き、検討してまいりたいとのことだったのですけれども、どのような意見が出たか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室北出主幹

現在、本市が進めている個別避難計画を作成する際の障害をお持ちの方への聞き取り調査になりますが、特段、防災バンダナに関する意見につきましてはいただいております。

○白川委員

そういった方々に対しては、聞く側から防災バンダナの話をしないと、多分、相手側から防災バンダナ云々という話にはならないと思うのです。

そこまで浸透していない部分もあるかと思うので、そういった状況ではあるのですけれども、私が考えているのは、そういった目に見えない障害を持っている方が避難した後の環境の話になっています。あれから私自身も防災バンダナに関して、道内外問わず他都市の事例を確認したのですけれども、導入事例が結構多くて、その中でも愛知県小牧市とか愛知県稲沢市などでも設置しています。

ここで言うのは災害用配慮者支援用バンダナなのですけれども、何か押さえていらっしゃいましたら御説明いただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室北出主幹

愛知県小牧市や愛知県稲沢市では、避難所での支援を受けやすくしたり、積極的に支援することができるように障害者支援用バンダナを導入しております。

小牧市では、バンダナの四隅に「目が不自由です」「耳が不自由です」「支援が必要です」「お手伝いします」の4

種類の文字とマークが記載されており、バンダナの上部には、具体的な必要となる支援やお手伝いできる内容を自由に記載できるものとなっております。また、視覚障害者のために、「目が不自由です」の部分にタグをつけて視覚障害者が認識できるものとしております。

使用方法といたしましては、バンダナに記載しているメッセージが見えるよう、背中に羽織るなどにより使用しているようです。

また、稲沢市では、障害者支援用にバンダナを作成し、バンダナの四隅に「支援が必要です」「耳が不自由です」「手話ができます」「お手伝いします」の4種類の文字とマークを記載し、小牧市と同様の使用方法としていると伺っております。

○白川委員

「耳が不自由です」「目が不自由です」というもののほかに、支援が必要な方がどういった支援が必要なのか、そして、お手伝いができる方がどういうお手伝いができるかを表示することができることで、様々な状況にも対応できることに私は必要性を感じたのです。

お手伝いができる方も、例えば看護師であることを示せたり、美容師の方はそれを提示して髪を切ってあげたりなど、その人だからできることがあれば、その日、それに救われる方もいて、つらい状況の中で心を通わせるきっかけとなるツールになると思うのです。ほかの自治体では、バンダナではなくて、ビブスに支援してほしい内容や支援できることを書いて着用するなどしているところもあります。

ここでDoはぐに戻るのですが、避難所運営の疑似体験ゲームとはいえ、結構混乱しながらやったことを考えると、実際の現場では、支援者側も災害時には混乱して対象者を識別する手段に限られると思うのですが、どうお考えでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

Doはぐは、避難所に高齢者や障害のある方、妊婦など様々な方が避難し、その対応をグループ内で話し合いながら対応していくゲームとなりますが、実災害での避難所でも災害時要支援者の容体などにより、支援内容や支援方法が異なるものであり、支援者側に様々な困難が生じるものと考えておりますが、本市災害対策本部の住民対策部や避難所の施設管理者、当該地域の町内会や自主防災組織などと協議しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

○白川委員

本市の避難所運営マニュアルとかにも、しっかりと要配慮者への対応が明記されていることも確認させていただきましたが、今、御答弁がありましたが、現場で即座に誰が支援を必要としているかを見分ける具体的なツールまでは用意されていないのではないかとこのところは心配な部分と感じているのです。こういった部分についてはどうお考えか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

本市において、避難所で災害時要支援者とそうではない方を見分けるためのツールにつきましては、現在、避難所に備蓄している各種の備蓄品等に災害時要支援者とそうではない方を見分けるためのツールは備えていないのが現状となっております。

○白川委員

避難所運営マニュアルの実効性を高めるための補完策といいますか、現場で即座に支援を届けるための見える化のツールとして、改めて災害時要配慮者用バンダナの導入について具体的に検討したほうがいいのではないかと考えているわけなのですが、いかがでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

本市として、避難所開設運営の実効性向上のため、今後、福祉関係部署と連携し、道内外他都市の状況の調査も

含めて、災害用バンダナの導入等について検討する必要があるものと認識しております。

○白川委員

要配慮者への支援は、一見、対象者への限定的なものにとられがちだと思うのですが、むしろ避難所全体の安全性と持続性を高めるために不可欠なものなのではないかと考えているわけです。災害時に高齢者や障害者などの要配慮者が十分な支援を受けられずに、生活機能の低下や要介護度の重度化といった二次被害が生じることを防ぐ効果があるものと思っております。

今回のやり取りを機に、今おっしゃっていただいたように、ぜひ関係部署と情報を共有していただいて、前向きに検討を進めていただければと思いますので、引き続きよろしくお願いたします。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎各種放射線量測定の終了について

各種放射線量測定の終了について伺います。

このたび、保健所における食品中の放射性物質検査の廃止、それから災害対策室における塩谷、銭函サービスセンター及び小・中学校の空間放射線量率の各独自測定の終了、市教委の給食センターにおける給食食材（青果物）の放射性物質測定検査を終了する旨の提案がありました。

総務常任委員会の場合では、保健所以外の災害対策室、それから学校給食センターに関わる部分で質問させていただきます。

まず、各検査、測定を始めた経緯について説明ください。

○（総務）災害対策室北出主幹

平成23年3月11日に発生した福島第一原子力発電所の事故を受け、市民及び観光客に本市の安全性を示すことを目的とし、平成23年7月より市内の放射線量を測定し、測定結果を本市ホームページで公表しております。

○（教育）学校給食センター副所長

平成23年に発生した福島第一原子力発電所の事故後より、給食食材への安全性への関心が高まり、市長と語る会や各種団体からの要望、議会議論を踏まえ、平成24年6月から検査を開始したものであります。

○佐々木委員

また、それぞれこれまでどのような方法で行われてきているのか、説明をお願いします。

○（総務）災害対策室北出主幹

これまでの経過などにつきましては、平成23年7月から市役所と港湾部庁舎前で測定器であるサーベイメーターにより測定を開始し、平成25年8月からは毎月第2木曜日に塩谷と銭函のサービスセンター駐車場で測定を行うとともに、夏季休業と冬季休業の時期に小・中学校のグラウンドでの測定も開始しました。

測定方法は、建築物のない方角に計測器を向け、計測器を起動して、2分間経過後、30秒ごとに5回計測し、平均値をその時点での空間放射線量率として本市のホームページに公表しております。

近年では、市民から特段意見をいただいておりますが、放射線量は基準値を下回る安定した数値で推移しておりますので、成果としては本市の安全性を示すことができているものと考えております。

○（教育）学校給食センター副所長

検査につきましては、国が定めた放射性物質測定検査対象地域である17都県で生産された青果物を対象とし、保健所に依頼してセシウム134及び137を計測し、結果をホームページで公表しているものです。

○佐々木委員

それでは、報告の中でもあったと思いますが、そうして続けてきたものをそれぞれの廃止、それから終了する理由について御説明を再度お願いします。

○（総務）災害対策室北出主幹

これまで市内の放射線量は、基準値を下回る安定した数値で推移していることや、平成27年に北海道が市役所構内にモニタリングポストを設置し、放射線量を常時監視できる体制が整備されておりますので、このたび、独自測定を終了するものであります。

また、泊発電所に関しましては、空間放射線量の測定のほか、泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書に基づき、毎年北海道に本市の水やキャベツ、ミニトマト、マガレイ、ニシンなどの環境資料を送付し、放射能濃度測定を実施しており、本市の安全性の確認が行われているところであります。

○（教育）学校給食センター副所長

食品中の放射性物質測定検査については、原子力災害対策本部で定めているガイドラインに基づき、農産物等の出荷元である地方自治体等において、基準値を超える食品が出回らないような管理体制が整っていることに加え、これまでの13年間に実施した全ての検査で検出可能な最小値である検出限界を超えたことはなく、結果として不検出であったこと、公表内容について市民等からは特段の問合せがないことなどから、今後も検査を継続する必要性は低いだらうと考えたからであります。

○佐々木委員

それぞれの検査にかかる年間の費用についてお聞かせください。

○（総務）災害対策室北出主幹

測定にかかる費用といたしましては、測定場所までの燃料費と放射線測定機器の点検費用などの維持費となりますが、令和6年度決算で申しますと約10万円の支出となっております。

○（教育）学校給食センター副所長

保健所における検査費用は無料となっておりますが、持ち込む食材については、毎回食べられる部分の2キログラムが検体として必要となっております。

○佐々木委員

今回の放射線量測定終了の提案について、私は時期尚早なのではないかと判断したものですから、このように聞かせていただいております。なぜなら、泊発電所再稼働について、鈴木直道北海道知事も再稼働を容認したばかりです。北海道電力株式会社も2027年早期の再稼働を目指しているなど、活発化している状況です。

私たちの会派としては、再稼働にはあくまでも反対の立場ではありますけれども、もし再稼働ということになれば、こうした各種放射線量測定は、これからまた必要になってくるのではないかと考えます。

今回終了した場合、泊発電所再稼働後、同レベルの検査を外注で行うとすれば、それなりの費用もかかるだろうと想像しますし、また万が一、緊急時に臨機応変の対応も難しくなると思います。

万が一、泊発電所で事故が起きた場合、これまでと同じような検査業務はすぐに再開できるのでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

本市では、放射線測定器を2台保有しており、また、北海道が主催する研修に職員を参加させ、測定器の操作要員の確保を図っておりますので、万が一、泊発電所で事故が起こった場合でも、すぐに検査業務を再開できるものと考えております。

○（教育）学校給食センター副所長

給食食材における放射性物質測定検査は、福島第一原子力発電所事故に関連する都県の農産物に対するものであるため、泊発電所とは直接関わりがあるものではありませんが、泊発電所で事故が起きた際の周囲で生産される給食食材に対する検査の実施については、対象範囲も含めて必要に応じ検討するものと考えております。

○佐々木委員

るる御説明していただいた中で、納得できるところもたくさんありました。それでも、やはりタイミングとして、2027年までの少しの間ですから、泊発電所が再稼働して、実際に測定してみて、本当にそうなのかということはやってみる価値もあります。

それから、再稼働の判断をするのは、北海道で責任を持ってやるわけですから、例えば、こういう検査や何かについて小樽市が独自で今後つなげていけないということであれば、今後、北海道にこうした検査等の実施について行うことを求めていくのも一つの道としてあると思いますので、検討していただければと思います。

◎市の文化財について

次に、市の文化財についてお伺いします。

まず、文化財保存活用地域計画の策定についてお伺いします。

これまでも私は繰り返しお聞きさせていただいていました。昨年の御答弁では、小樽市歴史的風致維持向上計画ができてから、この策定を始めますといただいていた。計画ができて、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に関わり、これから小樽市の行政が進んでいくと思いますけれども、いよいよ今度は文化財保存活用地域計画の策定に動いていただいているかと思って期待をしているところです。

まず、確認ですが、文化財保存活用地域計画とは何でしょうか。

○（教育）生涯学習課長

文化財保存活用地域計画は、市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画であり、市町村の総合計画の下に体系づけられまして、文化財保護行政の中長期の方向性を示すマスタープランと、短期に実施する具体的な事業を記載するアクションプランの両方の役割を担います。

○佐々木委員

既に策定されている小樽市歴史文化基本構想との関係はどうなっていますか。

○（教育）生涯学習課長

小樽市歴史文化基本構想が地域全体の歴史、文化を総合的に捉え、保存・活用の方針を示す上位の概念・指針であるのに対しまして、文化財保存活用地域計画は、その構想に基づき、具体的な文化財の保存活用を地域全体で計画的に実行するための具体的な行動計画、実施計画となります。

○佐々木委員

文化財保存活用地域計画を策定するメリットについて説明ください。

○（教育）生涯学習課長

この計画を作成、実施することにより、国からの補助率の加算など優遇措置が受けられるというメリットもありますが、本市の場合、小樽市歴史文化基本構想により同じ加算を受けることができますので、具体的な事業計画の下、総合的に文化財の保存活用を進めていくことが期待できるという点がメリットになるものと考えております。

○佐々木委員

そこで、昨年の御答弁では、文化財の保存活用に関する基本的なアクションプランとして、文化財保存活用地域計画の作成が必要という認識は持っているとお答えいただきまして、文化財保存活用地域計画の策定期間、それから国の補助制度も見ながら総合的に考えていく必要があるとのことでした。

小樽市歴史的風致維持向上計画策定後、休む間もなくして申し訳ないのですけれども、現状の取組状況と今後の策

定スケジュールを分かる範囲でお答えください。

○（教育）生涯学習課長

小樽市歴史的風致維持向上計画策定後、具体的に進展していることは現時点でございません。繰り返しになってしまっても大変恐縮なのですが、文化財の保存活用に関する基本的なアクションプランとして、文化財保存活用地域計画の作成が必要という認識は変わらず持っておりますので、地域計画の策定期をどうするか、国の補助制度を見ながら直営で作成するのか、委託するのかなども含めて総合的に考えていく必要があると考えております。

○佐々木委員

北海道文化財保存活用大綱も定まって、道内他市町村でも策定が続いています。第2期札幌市文化財保存活用地域計画が通った札幌市、それから中標津町、中川町などでは文化財保存活用地域計画を立て、そして活用して、そのまちの文化財を核に町や地域住民の活性化に結びつけています。

その中で、中川町の教育長が、人口減少が続く小規模自治体にとって文化財の保存活用の一つのモデルケースとなるようにしていきたいと話しているのです。そのとおり、本市の現状にとっても非常に親和性があり不可欠な計画だと私は考えております。また、取り組むチャンスだろうと思うのです。

過去にも策定には数年かかるという御答弁がありました。先ほどの中川町でも、町民や外部有識者による協議会を立ち上げて、計画づくりに着手して、それから計10回の会議を開いて、町民参加のミニフォーラムをやって、そして、文化庁の認定を受けてから申請したという、これだけの足を踏まれるわけなので、本市においてもなるべく早く着手してほしいという要望をさせていただきます。

次に、住ノ江の火の見やぐらの文化財指定について伺います。

このたび、小樽住ノ江火の見やぐらとまもる会の活動が小樽市都市景観賞を受賞させていただきました。小樽住ノ江火の見櫓をまもる会の皆さんは、これまでの取組と選んでいただいた審査委員の皆様の炯眼に敬意を表しております。

前にもお話しさせていただきましたが、小樽住ノ江火の見櫓をまもる会では、今後、国の登録有形文化財、市指定文化財、それから小樽文化遺産という認定、指定を受けられないかと取り組んでいるところです。

今回の受賞理由は、小樽住ノ江火の見櫓をまもる会による継続的な保存活動が歴史的な工作物とその保存活動の両面から高く評価されたとのこと。小樽住ノ江火の見櫓をまもる会としても、今回の受賞を非常に心強く感じています。

そこで、まず前段としてお聞きしたいのですが、小樽文化遺産について、昨年度の御答弁では今年度中をめどにできたものからエクセルまたはPDF形式でホームページ上に公開したいということでしたが、どうなっているのか、現状をお知らせください。

○（教育）生涯学習課長

小樽文化遺産につきましては、6種類のジャンルに分類しておりまして、令和6年3月に、古文書などの「文字で伝えられた文化遺産」及び動植物や昆虫、地質などの「私たちが包む自然と文化遺産」の2種類につきましては、市のホームページの歴史文化基本構想のページにPDFにより公開いたしました。

ほかのジャンルにつきましては、個人情報の整理など時間を要しておりますが、今後も整理がついたものから順次公表してまいりたいと考えてございます。

○佐々木委員

そこで本題なのですが、市教委として、小樽市住ノ江の火の見やぐらの文化財としての価値についてどのように捉えていますか、お聞かせください。

○（教育）生涯学習課長

教育委員会としまして、文化財としての具体的な評価は行っておりませんが、他都市の事例から国の登録有形文

化財の申請が可能な工作物であるとは考えております。

また、市民による小樽住ノ江火の見櫓をまもる会の設立により、様々なイベント等を通じた周知活動や保存活動などの取組が継続的に実施されているという点が評価を受けているものと認識してございます。

○佐々木委員

今までも文化財関係の指定や登録についてのお話を聞いてきて一つ思ったことが、国登録有形文化財、それから小樽市指定文化財の指定を受ける場合、まずは、今言った歴史文化基本構想の中に出ている文化遺産のデータの中に載るといふことの小樽文化遺産、それから市指定の文化財、その後の国の登録という順番に沿って、こういう指定を行う必要があるのでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

国登録有形文化財と市指定文化財に関して、順番というものはございません。

国登録は、申請に基づき、国の文化審議会で審議されるものであり、小樽市指定文化財は、調査候補の中から小樽市文化財審議会が協議して調査を行うのが基本的な流れでありまして、流れが異なるものでございます。

○佐々木委員

まずは一つ安心したのですが、ところで、今から5年前の令和2年第3回定例会で教育長から、令和2年7月に開催された文化財審議会において、市内に優れた文化財が見受けられるものの、市の文化財として指定すべきかどうか調査できていない現状から、市の文化財指定に向けて調査することなどについて今後、審議事項とされたという答弁がございました。

この答弁以降、調査ができていない現状は改善が進んでいるのでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

市の文化財指定の調査につきましては、令和2年11月に開催された小樽市文化財審議会におきまして、市指定の文化財件数の増加を目指し、小樽市歴史文化基本構想策定時の小樽文化遺産調査結果より抜粋したものと、審議会の委員から推薦があったものにより指定候補物件をリストアップしまして、調査候補一覧とすることを決定しました。その後は、審議会で協議した上で具体的な調査と指定を行ってまいりました。

○佐々木委員

今おっしゃっていただいた小樽市文化財審議会の中に入ることが第一条件ということなのですね。

○（教育）生涯学習課長

そのとおりです。

○佐々木委員

多分その中にあったということなのかもしれませんが、令和6年3月28日に、海岸ノ漁場屏風（鯨盛業図屏風）が小樽市指定文化財に新しく登録されたという報道がありました。

今お聞きしたとおりだとすると、これに続いて、小樽市指定文化財の指定を受けるためのプロセスはどうなるのでしょうか。また、そのために小樽住ノ江火の見櫓をまもる会としてできることは何でしょうか。そのための手続や用意する資料等があれば、お聞かせいただきたいです。

○（教育）生涯学習課長

市指定文化財の手続は、先ほども申し上げた調査候補から小樽市文化財審議会が協議して調査を行うものでございまして、申請ができるものではありませんので、小樽住ノ江火の見櫓をまもる会として現時点で手続や御用意いただくものはございません。

ただし、建てられた年の根拠資料を探していただいているほか、これまでも地域の皆さんで周知、啓発を図っていらっしゃることは承知しておりますので、この施設を大切に維持していただくことが将来的な文化財につながるものと思っております。

○佐々木委員

ということは、端的に言うと、今やっている活動を続けて待っているということなのですね。そういうふうにし
か聞こえなかったのだけれども、何かそれだと活動につながらないのです。

地域の皆さんが一生懸命活動していくには、やはりモチベーションが必要なのです。そうしたときに、自分たち
が見つけた地域遺産がどう評価されるのかをきちんと評価していただいて、それが認められるということがシステ
ムとしてなかったら、地域の中で続けていくことができない。有識者の方がきちんと評価してあげるから、それま
で待ってなさい、それでは、小樽市歴史文化基本構想の中に書いてある市民の皆さんと一緒に活動をしていくの
だという方針は全然達成できない。

だから、その辺のところを市教委で、やはりプロセスとして、こういうことをやっていけば、頑張っている、地
域の歴史文化というものを支えている皆さんの活動を認めていきますという道をきちんと築いていただきたい、こ
れだけは強く要望させていただきます。

◎小・中学校でのヒグマ対策について

次に、小・中学校のヒグマ対応について伺います。

ようやくヒグマが冬眠に入る時期が来て、少し安心はするのですが、しかし、十分な餌が取れずに冬眠に
入らない熊がいる可能性もあるわけです。まだ油断できないし、来春に備えて、できることをしておくべきだと考
えて質問させていただきます。

本会議でもお聞かせいただいたのですが、そもそもの危機管理マニュアルとは、全市一律のものなのでは
ょうか、それとも、各校ごとのものなのでしょうか。

また、どのような内容からできているのか、概略を説明してください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

危機管理マニュアルにつきましては、各校でそれぞれ整備しております、その内容につきましては、地震や津
波などの自然災害、インフルエンザなどの感染症と熱中症の対応などについて記載しております。

○佐々木委員

ヒグマ対応について、北海道のひな形に当たる学校における危機管理の手引の追録というものがあるのだそう
ですが、内容について説明してください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

北海道のひな形に当たる追録の内容につきましては、ヒグマの出没に関して大きく2項目に分かれておりまして、
1項目めとして発生時の対応のポイントについて、2項目めとして今後の対応のポイントについてということが記
載されております。

○佐々木委員

市内の全小・中学校で既にマニュアルに追録して、それに沿って各校が対応しているということでもよろしいで
しょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

委員のおっしゃるとおりなのですが、私からもう少し説明させていただきますと、このたび作成したマニュアル
につきましては、既存の危機管理マニュアルというものに追補版として位置づけされたものであります。校長会と
委員会が協議して整備したものでありまして、各校ではそのマニュアルに沿ってヒグマの出没に対応することと
しております。

○佐々木委員

万が一、ヒグマが学校に現れた場合、子供たちが熊に直面する事態に陥らないこと、それから保護者や教職員が
自分の身を犠牲にして子供を守るなどという究極状態に陥らないことが肝要だと考えます。できるだけ遭遇させな

い、それから接触前に避難できる仕組みづくりが基本だと思うのです。

追録を読ませていただきましたけれども、子供たちの安全が第一で、そのための対応が示されていますが、一方、教職員の安全確保策を具体的にどう講じているのかという点について、お聞かせいただければと思います。

○（教育）教育総務課長

教職員の安全確保策につきましては、ヒグマ対応といたしましては、教職員に通学路の見回りを行っていただいている部分がございます。その見回りの際には車の中から行うこととするなどして安全を確保しているところがございます。校長会を通じて説明させていただいているところがございます。

○佐々木委員

一方、教職員のヒグマ対応で勤務時間外での活動となり、結果、多忙になったりしていませんか。

○（教育）教育総務課長

教職員のヒグマ対応につきましては、児童・生徒への指導やヒグマの形跡が発見された際の保護者への連絡、通学路の見回り、保護者に送迎してもらった際の対応などを行っているほか、休み明けの学校の対応について休日に打合せや準備を行った学校があると聞いており、これらの業務が生じていたものと認識しております。

ヒグマにつきましては、緊急での対応が必要となりますが、教職員の対応や保護者などの協力により、児童・生徒の安全・安心を守ることができるものと考えております。

○佐々木委員

全くそのとおりだと思います。

学校によっては、ヒグマ出没による臨時休校、それからインフルエンザによる学級、学年閉鎖等が重なって、授業時数確保等は大丈夫なんでしょうか。どうしてもそういう話になりがちなのですけれども、こうした場合、子供たちに無理がかからないよう、柔軟な対応ができるとは思いますが、どうでしょうか。

○（教育）学校教育支援室瀧口主幹

各学校では、学習指導要領に基づきまして、各教科等の内容について児童・生徒に教えるべき事項は確実に指導しており、年間指導計画に基づき、計画的な教育活動が行われております。

また、臨時休校や学級、学年閉鎖など、やむを得ない事由が生じた場合においても、年間指導計画で設定している余剰時数の活用に加え、1人1台端末を活用したオンライン学習等を取り入れることで、児童・生徒の学びを保障しております。

対応に当たっては、授業時数の確保を前提としながら、児童・生徒に過度な負担が生じることのないよう、慎重に行っていくべきものと考えております。

○佐々木委員

柔軟に対応していただければと思います。

もう1点、マニュアルとは少し離れるかもしれないのですが、追録にはソフト面での対応策が掲載されているということがよく分かりました。

しかし、ハード面の整備も欠かせないのではないかと思います。進入を物理的に遅らせ、阻止するための、例えば、校舎、玄関や1階の窓のガード、柵で覆うこと、また、グラウンドや校地の周りをフェンスや電気柵で囲う、それから、出入口の窓に動体センサーをつける、赤外線監視カメラなどの熊侵入対策が考えられます。

時間も費用もかかることですが、幸いこれから冬季期間がありますから、その間に何とかそういうところを整備できないのか。また、そのための様々な国や北海道の防災安全関連補助を活用したり、それから、補助金申請で財政負担を軽くできる可能性もあるそうです。

市教委として、こうしたハード面の整備についてお考えをお聞かせください。

○（教育）施設管理課長

熊の出没に対する設備面での対策につきましては、各対策の効果や費用、危険性なども踏まえた上で、対策の要否について今後、研究していかねばならない課題であると考えてございます。

○佐々木委員

国の鳥獣被害防止総合対策交付金、それから環境省のクマ被害対策パッケージに基づく支援などもあるのだそうです。こうしたものを活用して、出没が頻繁な学校だけでも校地の侵入防止柵、動体センサー等の導入について、教育委員会と市が新年度予算に向けて具体策を検討してほしいということは要望させていただきたいと思います。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

○松井委員

◎市内バス路線の収支について

初めに、先ほどの報告に関連して市内バス路線の収支について伺います。

令和6補助年度との比較では、どのようなことが言えるのでしょうか。

○（総合政策）官民連携室柳谷主幹

令和6補助年度と比較しまして、利用者数の増加などにより運送収入が660万5,000円増加しましたが、営業外収益が706万2,000円減少したことで経常収入は17万3,000円減少しました。

しかし、運行ダイヤの見直しなどにより、経常費用が1,508万3,000円減少したことで、収支不足は1,491万円減少となっております。

○松井委員

収支不足は、改善されているということです。

その収支不足に対して、先ほど国、そして市から補助があるということでしたけれども、路線バスへの国からの補助金について仕組みや基準などをお聞かせください。

○（総合政策）官民連携室柳谷主幹

国からの補助金は、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金がございます。収支不足路線への補助制度であり、補助率は2分の1となっております。なお、収支不足額は、実際の運行費用と国が定めた費用のいずれか小さいほうを基に算出されます。自治体ごとに補助額の上限が設けられておりますが、本市の補助額は上限までは達しておりません。

なお、補助要件といたしましては、当該路線について、1回当たりの乗車人数が2人以上であることや、地域間交通ネットワーク、JRの駅や広域のバス路線と接続していることなどがございます。

○松井委員

いろいろ要件をお話いただきましたけれども、補助率の2分の1というお話があったのですが、実際に国から補助率2分の1は出ているのでしょうか。

○（総合政策）官民連携室柳谷主幹

小樽市内路線では、実際の運行費用が国の定めた費用を大きく上回っていることから、実際の収支不足額の2分の1には達しておりません。また、実際には赤字路線であっても、国の定めた費用で計算すると収支不足とならな

い場合もあり、結果として補助金の対象に該当しない路線もございます。

○松井委員

では、市はいつから補助を出すようになったのでしょうか。

○（総合政策）官民連携室柳谷主幹

市の補助ですが、令和3年度から実施しております。

○松井委員

では、令和3年度からの国と市の補助額について年度ごとにお示しください。

○（総合政策）官民連携室柳谷主幹

令和7年度は金額が確定しておりませんので、令和3年度から令和6年度まででお答えいたします。

令和3年度は国のフィーダー補助金が688万7,000円、市の補助金が1億6,499万1,000円、令和4年度はフィーダー補助金が902万2,000円、市の補助が1億7,094万3,000円、令和5年度はフィーダー補助金が807万9,000円、市の補助が6,995万6,000円、令和6年度はフィーダー補助金が817万4,000円、市の補助が4,040万円となっております。

○松井委員

実際には国からの補助率2分の1はもらえていないということで、その分、市からの補助も大きくなっていることが分かりました。

今、特に地方の公共交通の衰退が問題になっています。減便で日常生活、または社会活動の参加に支障を来す状況になってきますと、やはり人口も流出して、さらに人口減少を加速させていくという悪循環が起こってしまうことにもなります。

我が日本共産党は、現在2分の1となっている国の補助率を上げることなど、バス事業者の経営を財政的に支援すべきだと国に求めているわけですが、バス事業者も運転手不足ということがありまして大変だと思うのですが、減便もしないよう頑張っていたいただければと思っております。

◎小樽市公共施設長寿命化計画の見直しについて

次に、報告の中の小樽市公共施設長寿命化計画の見直しについてです。

この計画見直しの中で、手宮保育所が令和6年度に建て替えとなっていたものが、第2期、令和13年度以降に延期されるとなっているのですけれども、どういった理由からでしょうか。

○（財政）藤本主幹

手宮保育所の建て替え時期につきましては、本会議で市長から答弁させていただきましたとおり、現地での建て替えは難しく、また、現時点で近隣に適地を確保できるめども立っていないため、第1期計画期間中の整備時期を明示できないことから第2期としたものであります。

○松井委員

土地がないということで延期というお話がありました。

今、建物は老朽化が進んでいますが、それまで現在の建物については何もしないということになるのでしょうか。

○（財政）藤本主幹

手宮保育所に限らずですが、計画に掲載されている整備以外につきましても、緊急度の高さなど必要に応じて維持補修等は行っていく予定であります。

○松井委員

今回のスケジュールで、この後、パブリックコメントを実施して、そして、令和8年第1回定例会総務常任委員会にパブリックコメントの結果を報告して、計画の改訂となっております。

ほかの常任委員会には、これまで報告されていなかった計画変更もあるように思うのですが、総務常任委員会への報告だけでパブリックコメントに進めていいのかという気がいたしますが、その辺についてはどうでしょ

うか。

○（財政）藤本主幹

計画の見直し案につきましては、計画の所管が財政部のため、総務常任委員会に報告させていただきましたが、施設の所管は各部局にまたがることから、総務常任委員会以外の議員の皆様も議論できますように、事前に本会議前には資料の配付と御説明させていただいたところでありますので、御理解いただければと思います。

○松井委員

計画の見直しで一番気になるのは、やはりこの手宮保育所についてなのです。耐震化されていないと、早く建て替えるべきではないかと、3階建てにしてはどうかと、今までいろいろ議論されてきました。

土地がないからということで、令和13年度以降の建て替えということにしたというのでは、今までの議論を無視するような、大きな変更をするということですので、進め方として随分乱暴なのではないかと、このまま廃止という流れに向かおうとしているのではないかと勘ぐってしまうのですが、今後の議論を見守っていきたいと思っております。

◎共同実動訓練について

次に、共同実動訓練について伺います。

11月25日に、警察・自衛隊・海保による共同実動訓練についてという資料が出されていますが、この内容についてお聞きします。

初めに、この資料が届いたのが訓練当日25日の既に訓練が始まっている時間帯でした。情報提供が遅れたことに対して、市はどう考えているのか、お聞かせください。

○（総務）次長

令和7年11月25日付で総務部からお知らせしました警察・自衛隊・海保による共同実動訓練についての文書につきまして、市議会への情報提供が訓練当日の訓練開始後になったことにつきましては、自衛隊から、本市域で訓練要請等があった場合の取扱いにつきましては、市議会での議論なども踏まえまして、令和2年9月に原則的に総務部次長を一元的な窓口として対応することを決定して、その取扱いを庁内周知しておりました。

その後は、その決定、取扱いに基づいて対応して、必要に応じて市議会側への説明等を行ってきたところでありますけれども、今回は警察から当該共同実動訓練の相談を受けた原部で、総務部への情報提供が共同実動訓練当日の午前中となったことから、市議会へのお知らせが遅れたわけです。この総務常任委員会への情報提供、市議会へのお知らせが遅れた原因としましては、令和2年9月に決定した取扱いが庁内で十分に共有、認識されていなかったことが挙げられますので、今後、同じようなことが生じないように本年12月1日に開催されました部長会議におきまして、改めて説明して、同日、その取扱いを庁内に周知したところでございます。

○松井委員

通常、こういった通知はどのくらい前に届くものなのでしょうか。

○（総務）次長

自衛隊からの本市域での訓練要請等の連絡につきましては、令和2年9月、総務部での取りまとめ以降になりますが、書類等で確認した範囲で申し上げますと、一、二週間から1か月ほど前には、例えば行政財産の使用許可などの申請といったものの取扱いの関係で連絡が入るといったスケジュールになっております。

自衛艦の小樽港への入港などの連絡につきましては、入港直前となるケースもございまして、内容によってばらつきはあると認識しております。

○松井委員

今回のように、多機関が参加するような訓練となれば、早くから計画されているのではないかと思うのです。今回の共同実動訓練をやることになった理由について、どのように聞いていますでしょうか。

○（総務）次長

今回の共同実動訓練につきましては、北海道警察、陸上自衛隊、第一管区海上保安本部で実施したものでございますが、北海道警察の報道発表内容によりますと、訓練目的は、北海道警察と陸上自衛隊北部方面隊が武装工作員等による不法行為を想定した実動訓練を共同で行い、相互の任務分担や共同対処要領を確認することで、より一層円滑かつ緊密な連携の構築を図るものとされております。

○松井委員

資料では、道内では平成17年から行われていると記載されているのですが、本市ではこれまでに何回ぐらい、どのぐらいの頻度で行われていたのか、お聞かせください。

○（総務）次長

今回、同様の共同実動訓練につきましては、北海道警察から、色内ふ頭から石狩湾新港で行われました海上輸送訓練につきましては、北海道内で初めて実施するという事で説明を受けております。

総務部で取りまとめを始めました令和2年9月以降の書類を確認しましたが、本市における共同実動訓練の実施は確認されませんでした。

○松井委員

今回、初めての訓練ということなのですが、では、今回、この場所が石狩湾新港樽川ふ頭及び西ふ頭となっているのですが、ほかには今までどのような場所で行われてきたのかをお聞きしたかったのですが、どうなのでしょう。

○（総務）次長

先ほど答弁したとおり、海上輸送訓練については、今回は道内で初めてと聞いておりました、令和2年9月以降、総務部で取りまとめをするようになってからは確認できておりませんので、把握はできておりません。

○松井委員

こういう場合に、市の職員は訓練に立ち会うものなのでしょうか。

○（総務）次長

今回の共同実動訓練につきましては、市の職員の立会いは求められておりません。

○松井委員

では、今回の訓練の参加機関と参加人数をそれぞれお示しください。

○（総務）次長

参加機関の参加人数につきましては、北海道警察が約30人、陸上自衛隊北部方面隊が約30人、第一管区海上保安本部が約5人という説明を受けております。

○松井委員

全部で65人、結構大人数になる訓練なのだと感じました。

それでは、この訓練内容はこういったものと聞いていますでしょうか。

○（総務）次長

訓練の概要としましては、当日の午前9時頃、色内ふ頭に停泊中の海上保安巡視船に警察と自衛隊と第一管区海上保安本部が人員10名ほど乗り込みまして、石狩湾新港へ移動して、午前10時頃に石狩湾新港に到着して、車両輸送訓練、あとは合同検問訓練などを実施するといった説明を受けておりました。

○松井委員

今回の訓練の目的なのですが、どういうことだと聞いていますでしょうか。

○（総務）次長

訓練の目的につきましては、治安出動、テロ対策等を想定した共同実動訓練との説明を受けておりました。

○松井委員

治安出動、テロリストなどを想定とお答えいただいたのですけれども、議員宛ての資料を見ますと、本訓練は、原発反対活動からの防護、テロリストや武装工作員の鎮圧による治安維持を目的としたものと記載されているのです。

市として、この原発反対活動は監視が必要な活動と捉えているのでしょうか。

○（総務）次長

今、委員から御指摘がありました11月25日に、総務部からお知らせした文書の中で記載があります原発反対活動からの防護という部分なのですが、例示した活動に伴う違法行為や、事故を未然に防止するために必要な措置を講じるといった意味合いで使用したものでございまして、監視が必要な活動といった認識の下に記載したものでございませんでした。

○松井委員

この表現は適切でなかったのだと思いますが、原発反対を表明する活動が住民の安全を脅かす活動として監視が必要だと市が捉えているとは思っていないと私も信じています。

地震大国が原発回帰に向かっていいのかという心配をしている方は多くいらっしゃいます。住民の命と暮らしを守り、これからの世代に安全な未来を残したいという思いで反対活動をしている人がほとんどなのです。

そういう活動を監視したり、萎縮させるような社会にはいけないと思ひまして、あえて取り上げさせていただきました。

◎修学旅行について

次に、修学旅行についてです。

物価高で、全国的に修学旅行の貸切りバスやホテルなど、修学旅行費にも影響が出ているとお聞きしています。

その影響についてお聞きしたいのですが、初めに修学旅行の目的についてお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室瀧口主幹

修学旅行につきましては、学習指導要領において、特別活動の学校行事の中で小学校は遠足・集団宿泊的行事、中学校は旅行・集団宿泊的行事として位置づけられており、郊外の自然や文化に触れる体験を通して学習を深めるとともに、集団生活を通じて協力することや思いやりなど、よりよい人間関係や社会性を育むことを目的として実施しております。

○松井委員

それでは、市内の小・中学校の修学旅行ですけれども、実施時期については何月頃が多いのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室瀧口主幹

修学旅行の実施時期につきましては、小学校は6月から7月、中学校は4月から5月に実施している学校が多いものと把握しております。

○松井委員

今年度の修学旅行はほとんど終わっているかと思うのですけれども、旅行先について、小・中学校、それぞれの傾向をお示しくください。

○（教育）学校教育支援室瀧口主幹

修学旅行の旅行先につきましては、小学校は札幌、洞爺、伊達、登別方面が多く、中学校は東北方面と関東方面が多いものと把握しております。

○松井委員

市内の学校では、交通機関がバスからJRに変わったという声もお聞きしているのですけれども、移動手段の変化など、実態についてお聞かせいただけますか。

○（教育）学校教育支援室瀧口主幹

修学旅行の交通手段につきましては、大部分の小学校はバスを使用しておりますが、今年度は1校がバスからJRに変えております。

また、中学校につきましては、バス、JR、新幹線、飛行機など様々な交通手段を使用しておりますが、旅行の行程のうち、道内の移動に関しまして、令和5年度からバスからJRに変えた学校が1校、令和6年度からバスからJRに変えた学校が1校でございます。

○松井委員

小学校、中学校でバスからJRに変えた学校が出てきているとお聞きしました。

JRに変えた理由というのは、どうしてなのでしょう。

○（教育）学校教育支援室瀧口主幹

交通手段をバスからJRに変えた理由といたしましては、当該の学校からは、近年の燃料費や人件費の上昇等を背景としたバス運賃の高騰が判断要素の一つとなっているとお聞きしておりまして、各学校が学習指導要領に基づく集団宿泊的行事の目的を踏まえ、過度な保護者負担とならないよう配慮しながら適切な交通手段を選択しているものと認識しております。

○松井委員

バス運賃の高騰が挙げられているようですけれども、今、学校でやはりいろいろ知恵を絞っているという声も聞こえてきます。

例えば、昨年まで往復新幹線を利用していた函館市の小学校は、今年行きを青森県までフェリーに変更し、2,000円ほど安くなったという北海道新聞の記事を目にしました。時間はかかるけれども、出発時間を早めるなどして、例年同様の見学先を回る事ができたということです。

フェリー会社によりますと、フェリーに乗ったことがないという子供が多くて、地元のまちを海から眺める経験が新たな関心につながればということで、操舵室の見学などの船内体験も用意していることを目にしました。

本市の修学旅行でフェリーを利用する事例はあるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室瀧口主幹

本市の小・中学校の修学旅行で、フェリーを利用している学校はございません。

○松井委員

小樽市らしいフェリーの旅という経験もいいのかとは思いました。

ところで、昨年度の小・中学校の児童・生徒1人当たりの修学旅行費の平均額はどのくらいでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

令和6年度の1人当たりの修学旅行費の平均額につきましては、小学校が約2万5,000円、中学校が約7万2,000円となっております。

○松井委員

中学校で約7万2,000円と、特に中学校はやはり家計への負担が大きいです。

経済的な理由で修学旅行に参加できなくなる生徒を生みかねないということで、自治体で修学旅行費用の一部または全部を助成するという動きも広がっているようです。

鹿部町では、平成24年度から小・中学校の修学旅行費を無償化、せたな町は平成21年度から中学校、平成24年度からは小学校の修学旅行の貸切りバス運賃を町が全額負担と。青森県青森市では、平成24年度に小学生1人当たり最大3万5,000円、中学生は6万6,000円を補助する制度を設け、1年目は約1億7,000万円を助成していますという報道を目にしました。

本市では、就学援助の対象者には修学旅行の補助はあるわけですけれども、対象外の子育て家庭についても何か

検討できないものでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

家計の負担が大きい修学旅行などの費用を援助することにつきましては、保護者の負担軽減になることは認識しているのですが、限られた財源の中ではございますので、予算措置をするのかにつきましては、予算全体でどの事業を優先するののかも含めて、慎重な検討が必要であると考えております。

○松井委員

ぜひ検討いただければと思っております。

◎会計年度任用職員の給料について

次に、会計年度任用職員の給料についてです。

北海道の最低賃金は、10月から昨年比65円増の1,075円に改定されました。

公務員の賃金は、地方公務員法に基づくため、最低賃金が適用されません。そのため、会計年度任用職員の賃金が最低賃金以下になる事例が道内でも起きていることをお聞きしまして、まさか本市でそのようなことはないと思いますけれども、お聞きいたします。

初めに、本市の会計年度任用職員の勤務体系をお聞きします。

○（総務）職員課長

本市の勤務体系ですが、まず、勤務時間が我々正職員と同じ週5日38時間45分のフルタイムと、38時間45分に満たないパートタイムの二つがございます。

パートタイムで標準的な時間としては週5日28時間45分ですが、一番長いものと週35時間勤務がございます。

○松井委員

では、フルタイム、パートタイムの勤務体系によって基本となる賃金の違いはあるのでしょうか。

○（総務）職員課長

賃金については、病院の医師や図書館等の館長などは、給料表に基づかないで独自の額を設定しています。そういった一部の職種は除くのですが、基本的には我々正規職員の行政職給料表の1級と2級の部分に準じて、会計年度任用職員の職種ごとに基礎号俸を設定しておりますので、勤務時間はパートかフルか、長短にかかわらず、基本的には同じ職種であれば、時給ベースでは同一の賃金額となっております。

ただ、一つ付け加えますと、いわゆる事務補助に関してですが、パートタイムの事務補助は、フルタイムの事務補助よりも専門性の高い事務補助の位置づけを本市ではしておりますので、職種に応じた基礎号俸は、フルタイムは1級1号俸に位置づけているのですが、パートタイムは1級19号俸と位置づけているので、職種では事務補助ということで同じように見えるのですが、違う使い方をしているところがございます。

○松井委員

では、職種によって若干違いはあるかもしれないけれども、基本的には同じということで、では、最低賃金の計算では幾らになるのでしょうか。

○（総務）職員課長

今、申し上げた事務補助のフルタイムが1級1号俸になっていて、最も低いことになります。こちらを今年的人事院勧告に準じた改定後の額で計算しますと、時給が1,242円になります。

○松井委員

最も低い職種で1,242円ということで、最低賃金は割っていないことが確認できました。

昨年と比べてどのくらい上がっていますか。

○（総務）職員課長

今、申し上げた事務補助のフルタイムで、昨年の人事院勧告の改定後の額が時給で1,163円になりますので、今年

は79円上がっていることとなります。

○松井委員

時給にすると、正職員の最低賃金はどのぐらいになるでしょうか。

○（総務）職員課長

正職員の初任給号俸で一般的に一番低いのが事務職の高校卒です。給料表の1級5号俸になるのですが、同様の計算をいたしますと、今年的人事院勧告に準じた改定後の額で1,270円となります。

○松井委員

全都道府県で最低賃金は1,000円を超えましたけれども、労働組合は、人間らしい生活に必要な最低生計費試算調査に基づき、私たちは中小企業への支援をすることと一体に最低賃金を全国一律1,500円以上にしてくださいということ国に要求してきました。

しかし、今は物価高騰ですので、1,500円でも足りず、1,800円が必要だという結果も出ています。それだけ必要なのは、もちろん公務員も同じことです。

最低賃金の引上げと、特に立場の弱い非正規公務員の待遇の改善と正規化ということも併せて取り組んでいこう、私たちも引き続き求めていきたいと思っていますところでは。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後5時20分

再開 午後5時33分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○松井委員

日本共産党を代表して、議案第24号及び議案第25号事務の委託に関する規約を定める協議については否決、議案第33号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第1号「ばるで築港線」塩谷までの延伸方について、陳情第2号小樽市立塩谷小学校の存続方について、陳情第5号小樽市立小中学校給食費の無料化方については採択を求め、討論を行います。

議案第24号及び議案第25号についてです。後志共同消防指令センターの運用に当たり、事務の委託に関する規定を定めるものです。

従来から申し上げてきましたように、日本共産党は、住民に密着した安全、防災機能が遠く懸念がある消防の広域化につながるものであるとして、後志共同消防指令センター事業には反対です。

議案第33号についてです。核兵器は多くの人々の命を一瞬にして奪い、使用された地域を放射能で汚染し、人が住めない土地にしてしまう悪魔の兵器であり、世界の人々の命を脅かすものとして存在し続けています。

その恐ろしさを体験した日本には、核兵器廃絶のリーダーとしての役割が求められますが、政府の動きはそれに逆行するものです。地方自治体と市民が運動を起こし、核兵器廃絶の世論を高めていくことが必要です。そのためにも、本条例案の制定が求められます。

陳情第1号についてです。塩谷地域は、小樽市立病院や済生会小樽病院などに行くためには乗り継ぎをしなければいけませんが、路線バスは減便続きでタクシーを利用せざるを得ない状況があるなど経済的負担も大変です。小

樽市保健所や小樽市総合福祉センターなどの公共施設もウイングベイ小樽に移転されたことで、一層不便な状況になっています。ばるて築港線をせめて塩谷地区まで延伸してほしいという願意は妥当です。

陳情第2号についてです。塩谷小学校は自然に恵まれた環境を生かして、小規模校ならではの取組を地域と一緒にやっている学校です。また、小樽市の指定避難所及び指定緊急避難場所として、地域住民の安心・安全の拠点としての役割も果たしています。地域の住民は、地域のコミュニティーの核として重要な存在である塩谷小学校の再編そのものの計画を白紙に戻してほしいと強く要望しており、存続は必要と考えます。

陳情第5号についてです。給食費を無償化する自治体が増え、全国的な流れの中で国が小学校の無償化を決定しましたが、中学校の実施時期は不透明です。中学校は、制服や部活動、修学旅行など多岐にわたる出費があり、子育て世帯の家計を圧迫しています。憲法は、教育は無償と定め、学校給食法は、給食は教育の一環だと位置づけています。子育てしやすいまちを掲げる迫市長の決断を求めます。

以上、各会派の皆さんの賛同をお願いいたしまして、討論といたします。

○委員長

以上をもって、討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第33号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

可否同数であります。

よって、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において本件に対する可否を裁決いたします。本件につきましては、委員長は否決と裁決いたします。

次に、議案第24号及び議案第25号並びに陳情第1号、陳情第2号及び陳情第5号について、一括採決いたします。議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情及び所管事務の調査はいずれも継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。